

免許番号 (内水共第号)	住所	漁業権者 (代表)	漁業の種類	漁業名称1	漁業時期1	漁業名称2	漁業時期2	漁業名称3	漁業時期3	漁業名称4	漁業時期4	漁業名称5	漁業時期5	共有者	住所	名称	存続期間	漁場の区域及び関係地区	制限又は条件	備考
1	廿日市市津田1963番地の3	木野川	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで												平成26年1月1日～ 令和5年12月31日 まで	後述の通り	なし	
2	廿日市市津田1963番地の3	木野川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
3	廿日市市津田1963番地の3	木野川	5	ます	1月1日から 12月31日まで												"	"		
4	廿日市市津田1963番地の3	木野川	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
5	廿日市市吉和737番地の2	吉和川	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで												"	"		
6	廿日市市吉和737番地の2	吉和川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
7	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	水内川	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで	こい	1月1日から12 月31日まで										"	"		
8	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地	水内川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
9	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで	こい	1月1日から12 月31日まで	うなぎ	1月1日から 12月31日まで	ふな	1月1日から12 月31日まで						"	"		
10	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面	1	しじみ	1月1日から 12月31日まで												"	"		
11	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面	1	えむし	1月1日から 12月31日まで												"	"		
12	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面	1	えむし	1月1日から 12月31日まで												"	"		
13	広島市南区松川町2番9号	広島市内水面	1	えむし	1月1日から 12月31日まで												"	"		
14	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡	5	あゆ	1月1日から 12月31日まで	こい	1月1日から12 月31日まで										"	"		
15	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡	5	ます	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
16	山県郡安芸太田町大字吉和郷36番地の1	三段峡	5	はや(おいかわ, かわむつ, うぐ い)	1月1日から 12月31日まで												"	"		
17	山県郡北広島町西八幡原山403番地の1	八幡川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	こい	1月1日から12 月31日まで	うなぎ	1月1日から 12月31日まで								"	"		
18	山県郡北広島町西八幡原山403番地の1	八幡川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	うなぎ	1月1日から12 月31日まで										"	"		
19	山県郡北広島町西八幡原山403番地の1	八幡川	5	ます	1月1日から 12月31日まで	こい	1月1日から12 月31日まで	うなぎ	1月1日から 12月31日まで								"	"		
20	山県郡北広島町西八幡原山403番地の1	八幡川	5	ます	1月1日から 12月31日まで												"	"		

平成 25 年 8 月 26 日
広島県報定期第 67 号

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(内水面共同漁業権)

平成 25 年広島県告示第 662 号の別冊

免許予定日 平成 26 年 1 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 35 年 12 月 31 日まで

申請期間 平成 25 年 9 月 9 日から
平成 25 年 11 月 8 日まで

1 公示番号 内水共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市浅原，津田，栗栖，虫所山地先（小瀬川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカを結んだそれぞれの直線から下流の小瀬川，七瀬川の区域	
基点	ア	小瀬川における浅原「新市井原橋」下流側右岸付け根
	イ	左岸付け根
	ウ	小瀬川における栗栖 四和電化農協取水堰堤下流側右岸付け根
	エ	左岸付け根
	オ	七瀬川における虫所山 岩倉発電所虫所山堰堤下流側右岸付け根
	カ	左岸付け根

3 関係地区 廿日市市玖島，永原，峠，友田，河津原，津田，浅原，虫所山，飯山，中道，栗栖

1 公示番号 内水共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市浅原，津田，栗栖，中道，飯山，虫所山地先（小瀬川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，チツ，ナニ，ヌネ，ノハ，ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の小瀬川，市野川，池の谷川，冷川，悪谷川，中道川，黒打川，七瀬川，焼山川，青笹川，樽川，大虫川の区域。ただし，うなぎ漁業については悪谷川，青笹川，樽川及びソタ，テトを結んだそれぞれの直線から上流の黒打川，焼山川の区域を除く。	
基点	ア	小瀬川における浅原「新市井原橋」下流側右岸付け根
	イ	左岸付け根
	ウ	市野川右岸における廿日市市と山口県岩国市との境界
	エ	左岸における廿日市市と岩国市との境界
	オ	池の谷川における浅原 上水道取水堰堤下流側右岸付け根
	カ	左岸付け根
	キ	冷川における浅原「冷川橋」下流側右岸付け根
	ク	左岸付け根

ケ	悪谷川と小瀬川との合流点における悪谷川左岸から林道悪谷線 沿い悪谷川上流へ 2,500 メートルの所にある林道橋下流側右岸 付け根
コ	// // 左岸 付け根
サ	中道川における廿日市市中道「三島橋」下流側右岸付け根
シ	// 左岸付け根
ス	小瀬川における飯山「いわや橋」下流側右岸付け根
セ	// 左岸付け根
ソ	黒打川における飯山「林道橋」下流側右岸付け根
タ	// 左岸付け根
チ	黒打川と小瀬川との合流点における黒打川左岸から林道沿い黒 打川上流へ 3,200 メートルの所にある林道橋下流側右岸付け根
ツ	// // 左岸付け根
テ	焼山川における虫所山「焼山橋」下流側右岸付け根
ト	// 左岸付け根
ナ	焼山川における虫所山「焼山橋」上流側左岸付け根から林道沿 い焼山川上流へ 2,600 メートルの所における焼山川と林道の交 差する林道下流側右岸付け根（暗渠）
ニ	// // // 左岸付け根（暗渠）
ヌ	青笹川と樽川との合流点における青笹川左岸から林道青笹線沿 い青笹川上流へ 2,500 メートルの所の青笹川右岸に設置された 地籍調査標柱
ネ	ヌから青笹川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ノ	樽川における虫所山 中国電力送電線東山口幹線の鉄塔 141 号と 142 号を結ぶ線と樽川との交点における樽川右岸
ハ	// // 左岸（樽川と青笹 川との合流点における樽川左岸から林道沿い樽川上流へ 1,300 メートルの所）
ヒ	大虫川における虫所山「大虫橋」下流側右岸付け根
フ	// 左岸付け根

3 関係地区 廿日市市玖島，永原，峠，友田，河津原，津田，浅原，虫所山，
飯山，中道，栗栖

1 公示番号 内水共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市友田，峠，永原，玖島地先（小瀬川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコを結んだそれぞれの直線から下流の玖島川，吉末川，平谷川，内野川，大町川の区域
基 点 ア	玖島川における友田「音丸橋」下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ600メートルの所（道路と護岸との交点）
イ	アから玖島川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ウ	吉末川における玖島上川上「ゆるぎ橋」下流側右岸付け根
エ	〃 左岸付け根
オ	平谷川における玖島平谷「平谷橋」下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ210メートルの所（コンクリート3面張りの下流端）
カ	オから平谷川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
キク	内野川右岸における廿日市市と広島市との境界
ク	〃 左岸における廿日市市と広島市との境界
ケ	内野川と大町川との合流点における内野川左岸
コ	ケから大町川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点

3 関係地区 廿日市市玖島，永原，峠，友田，河津原，津田，浅原，虫所山，飯山，中道，栗栖

1 公示番号 内水共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市友田，峠，永原，玖島，大野地先（小瀬川水系）
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流，オカを結んだ直線から下流の玖島川の区域。ただし，あゆ漁業については，次のウエを結んだ直線から下流の玖島川(渡ノ瀬貯水池)の区域を除く。

基 点 ア	大野 中国電力(株) 渡ノ瀬貯水池堰堤上流側右岸付け根
イ	〃 左岸付け根
ウ	大野 中国電力(株) 渡ノ瀬貯水池右岸中央鼻北端
エ	ウから79度を見通す線と県道42号線との交点（護岸暗渠中央）
オカ	大町川と吉末川との合流点（玖島川始点）における吉末川左岸 大町川と吉末川との合流点（玖島川始点）における大町川左岸

3 関係地区 廿日市市玖島，永原，峠，友田，河津原，津田，浅原，虫所山，飯山，中道，栗栖

1 公示番号 内水共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市吉和，山県郡安芸太田町打梨地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカを結んだそれぞれの直線から下流の太田川，中津谷川の区域	
基 点 ア	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側右岸付け根	
イ	〃	左岸付け根
ウ	太田川における吉和頓原「新焼山橋」下流側右岸付け根	
エ	〃	左岸付け根
オ	中津谷川における吉和長者原「八郎橋」下流側右岸付け根	
カ	〃	左岸付け根

3 関係地区 廿日市市吉和

1 公示番号 内水共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	廿日市市吉和，山県郡安芸太田町打梨地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，ソタ，チツ，テト，ナニ，ヌネ，ノハ，ヒフ，ヘホ，マミを結んだそれぞれの直線から下流の太田川，駄荷川，鍛冶屋原川，焼山川，伴蔵川，清水原川，汐谷川，魚切谷川，小川，中津谷川，万丈川，大町谷川，銅山川，細見谷川，瀬戸の滝川の区域。ただし，うなぎ漁業については，伴蔵川の区域を除く。	
基 点 ア	太田川における打梨 中国電力（株）立岩貯水池堰堤上流側右岸付け根	
イ	〃	左岸付け根
ウ	駄荷川における吉和駄荷「岩川橋」下流側右岸付け根	
エ	〃	左岸付け根
オ	鍛冶屋原川における吉和細井原「田の原橋」下流側右岸付け根	
カ	〃	左岸付け根
キ	焼山川における林道太田川基幹線と市道焼山線との分岐点右岸	
ク	キから焼山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
ケ	コから太田川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
コ	太田川と伴蔵川（通称 清水原川）との合流点における伴蔵川右岸	
サ	ケから伴蔵川右岸沿い上流へ 1,500 メートルの所（魚切りの断層）	
シ	サから伴蔵川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	

ス	清水原川（通称 滝ヶ谷川）と太田川との合流点における清水原川右岸から清水原川右岸沿い上流へ1,000メートルの所（大滝）
セ	スから清水原川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ソ	汐谷川における吉和汐原 汐原砂防堰堤右岸
タ	〃 左岸
チ	中津谷川と魚切谷川との合流点における魚切谷川右岸から魚切谷川右岸沿い上流へ2,000メートルの所
ツ	チから魚切谷川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
テ	小川における吉和小川「馬立橋」下流側右岸付け根
ト	〃 左岸付け根
ナ	中津谷川における吉和八郎「青木橋」下流側右岸付け根
ニ	〃 左岸付け根
ヌ	万丈川における吉和万丈「万丈上橋」下流側右岸付け根
ネ	〃 左岸付け根
ノ	中津谷川と大町谷川との合流点における大町谷川右岸から大町谷川右岸沿い上流へ2,000メートルの所
ハ	ノから大町谷川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヒ	太田川と銅山川との合流点における銅山川右岸から銅山川右岸沿い上流へ2,000メートルの所（滝）
フ	ヒから銅山川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヘ	細見谷川における吉和十方山 太田川との合流点から上流へ三番目の橋 下流側右岸付け根
ホ	〃
	〃 左岸付け根
マ	瀬戸の滝川における吉和下山「瀬戸の滝」下流側右岸付け根
ミ	〃 左岸付け根

3 関係地区 廿日市市吉和

1 公示番号 内水共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市佐伯区湯来町地先（太田川水系）
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流，ウエを結んだ直線から下流の水内川の区域

基 点	ア	太田川と水内川との合流点における水内川右岸（湯来町小原「広島市湯来下近隣運動広場」河川側護岸に国土交通省が設置した管理標柱）
	イ	〃 左岸（湯来町大前「大前橋」の太田川右岸下流側付け根に国土交通省が設置した管理標柱）
	ウ	エから水内川の流れて直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	エ	水内川と栗屋郷川との合流点における水内川左岸

3 関係地区 広島市佐伯区湯来町，杉並台

1 公示番号 内水共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市佐伯区湯来町，廿日市市吉和地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，ソタ，チツ，テト，ナニ，ヌネ，ノハ，ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の水内川，不明谷川，恵下谷川，伏谷川，黒谷川，弥平谷川，小多田川，大谷川，栗屋郷川，郷の実川，打尾谷川，石ヶ谷川，すすい谷川の区域	
基 点 ア	太田川と水内川との合流点における水内川右岸（湯来町小原「広島市湯来下近隣運動広場」河川側護岸に国土交通省が設置した管理標柱）	
イ	〃	左岸（湯来町大前「大前橋」の太田川右岸下流側付け根に国土交通省が設置した管理標柱）
ウ	不明谷川における湯来町麦谷「不明4号橋」下流側右岸付け根	
エ	〃	左岸付け根
オカ	カから恵下谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
カ	恵下谷川における湯来町和田恵下 林道南側の大もみの木中央前護岸点（恵下谷川左岸）	
キ	伏谷川における湯来町伏谷 白井遊歩林道東郷山登山道入口前護岸点（伏谷川右岸）	
ク	キから伏谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
ケコ	黒谷川における湯来町菅沢「三郎滝」下流側右岸付け根	
コ	〃	左岸付け根
サ	弥平谷川における湯来町多田「旧火葬場前の橋」下流側右岸付け根	
シ	〃	左岸付け根
ス	小多田川における湯来町多田「恵朗寺橋」下流側右岸付け根	
セ	〃	左岸付け根
ソタ	大谷川における湯来町多田「大谷橋」下流側右岸付け根	
タ	〃	左岸付け根
チツ	水内川における吉和「津賀野橋」下流側右岸付け根	
ツ	〃	左岸付け根
テト	栗屋郷川における湯来町多田「境橋」下流側右岸付け根	
ト	〃	左岸付け根
ナニ	郷の実川における湯来町多田「郷の実橋」下流側右岸付け根	
ニ	〃	左岸付け根
ヌ	打尾谷川における湯来町多田「馬橋」下流側右岸付け根	

ネ	〃	左岸付け根
ノ	石ヶ谷川における湯来町菅沢「比久の瀬滝」	下流側右岸付け根
ハ	〃	左岸付け根
ヒ	すすい谷川における湯来町和田「一楽橋」	下流側右岸付け根
フ	〃	左岸付け根

3 関係地区 広島市佐伯区湯来町、杉並台、廿日市市吉和

1 公示番号 内水共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日
	ふな漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区、南区、西区、東区、安佐南区地先（太田川水系）
 漁場の区域 次のアイ、ウアを結んだ2直線から下流、エオ、クケ、セソ、タチ、トナを結んだそれぞれの直線から上流の太田川、天満川、本川（旧太田川）、元安川、京橋川、猿猴川の区域。ただし、次の除外区域、あゆ漁業についてはシスを結んだ直線から下流及び京橋川、猿猴川の区域、こい漁業及びふな漁業についてはカキ、コサ、ツテ、ニヌを結んだそれぞれの直線から下流の区域を除く。

基 点	ア	イから太田川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
	ウ	本川における西区大芝3丁目「大芝橋」上流側右岸付け根
	エ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
	オ	〃 中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
	カ	〃 西区上天満町「広瀬橋」上流側右岸付け根
	キ	〃 中区榎町「広瀬橋」上流側左岸付け根
	ク	本川における中区河原町「西平和大橋」上流側右岸付け根
	ケ	〃 中島町「西平和大橋」上流側左岸付け根
	コ	〃 本川町2丁目「相生橋」上流側右岸付け根
	ク	〃 基町「相生橋」上流側左岸付け根
	シ	〃 西区楠木町4丁目「北大橋」上流側右岸付け根
	ス	〃 中区白島北町「北大橋」上流側左岸付け根
	セ	元安川における中区住吉町「明治橋」上流側右岸付け根
	ソ	〃 大手町5丁目「明治橋」上流側左岸付け根
	タ	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
	チ	〃 南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
	ツ	〃 中区銀山町「稲荷大橋」上流側右岸付け根
	テ	〃 南区稲荷町「稲荷大橋」上流側左岸付け根
	ト	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所

	ナ	〃	大洲 1 丁目「東大橋」下流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い下流へ 150 メートルの所	
		ニ	〃	的場町 2 丁目「大正橋」上流側右岸付け根
		ヌ	〃	西蟹屋 1 丁目「大正橋」上流側左岸付け根
除外区域	1		次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根	
	2		〃	橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ 60 メートルの所
除外区域	2		次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根	
	2		〃	京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域	3		次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		猿猴川における南区西蟹屋 1 丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ 23 メートルの所	
	2		京橋川における南区大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根	
除外区域	4		次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		猿猴川における南区上東雲町「東大橋」上流側右岸付け根	
	2		〃	京橋町京橋公園スベリ東側付け根
除外区域	5		次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根	
	2		1 から猿猴川右岸沿い下流へ 150 メートルの所	
除外区域	6		次のイロ及びハニの間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1		中区舟入町舟入第 1 公園便所西角	
	イ		天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根	
	ロ		基点 1 から 315 度 45 分 118.4 メートルの所	
	ハ		天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根	
	ニ		基点 1 から 357 度 35 分 64.0 メートルの所	
除外区域	7		次のイロの間の河川構造物敷の区域	
	1		京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のパラペット南西角	
	イ		基点 1 から 247 度 30 分 83.4 メートルの所	
	ロ		〃	241 度 30 分 84.2 メートルの所
除外区域	8		次のアイ及びウエの間の河川構造物敷の区域	
	1		京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流パラペット南西角	
	ア		基点 1 から 207 度 00 分 102.9 メートルの所	
	イ		〃	197 度 00 分 122.0 メートルの所
	ウ		〃	157 度 90 分 32.7 メートルの所
	エ		〃	161 度 60 分 58.4 メートルの所
除外区域	9		次のアイ及びウエの間の河川構造物敷の区域 (猿猴川)	
	1		仁保島二等三角点より 344 度 11 分 43 秒 2374.3544 メートルの所	
	ア		基点 1 から 316 度 24 分 27 秒 282.5605 メートルの所	
	イ		〃	320 度 46 分 20 秒 236.4572 メートルの所
	ウ		〃	299 度 6 分 58 秒 268.5915 メートルの所
	エ		〃	299 度 38 分 8 秒 215.8566 メートルの所
除外区域	10		次のアイ, ウエの間の河川構造物敷の区域	
基 点	1		元安川左岸 大手町 5 丁目西側 距離標 1/100 (明治橋南側東	

		詰から 339 度 36 分 35.5 メートルの所)
基 点	2	元安川右岸 住吉町東側 距離標 1/100 (明治橋南側東詰から 278 度 24 分 89 メートルの所)
	ア	基点 1 から 247 度 27 分 76 メートルの所
	イ	〃 234 度 13 分 79 メートルの所
	ウ	基点 2 から 93 度 2 分 84 メートルの所
	エ	〃 79 度 12 分 75.5 メートルの所
除外区域	11	次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
	1	猿猴川における南区西蟹屋 1 丁目「東大橋」上流側左岸付け根
	2	〃 4 丁目「大正橋」下流側左岸付け根
除外区域	12	次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
	1	猿猴川における南区西蟹屋 1 丁目「東大橋」下流側左岸付け根
	2	1 から猿猴川左岸沿い下流へ 150 メートルの所
除外区域	13	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソアを結んだ 15 直線によって 囲まれた区域。次のタチ, チツ, ツテ, テト, トナ, ナニ, ニヌ, ヌネ, ネタを結んだ 9 直線によって囲まれた区域。次のノハ, ハヒ, ヒフ, フヘ, ヘホ, ホノを結んだ 6 直線によって囲まれ た区域 (猿猴川)
基 点	1	比治山四等三角点
	ア	基点 1 から 64 度 41 分 11 秒 1192.706 メートルの所
	イ	基点 1 から 67 度 04 分 45 秒 1231.637 メートルの所
	ウ	基点 1 から 67 度 12 分 20 秒 1228.258 メートルの所
	エ	基点 1 から 67 度 09 分 46 秒 1227.516 メートルの所
	オ	基点 1 から 67 度 03 分 47 秒 1224.349 メートルの所
	カ	基点 1 から 67 度 03 分 02 秒 1220.212 メートルの所
	キ	基点 1 から 67 度 21 分 49 秒 1211.440 メートルの所
	ク	基点 1 から 66 度 39 分 19 秒 1195.067 メートルの所
	ケ	基点 1 から 66 度 03 分 48 秒 1198.430 メートルの所
	コ	基点 1 から 65 度 22 分 45 秒 1186.149 メートルの所
	サ	基点 1 から 65 度 19 分 01 秒 1187.864 メートルの所
	シ	基点 1 から 65 度 12 分 47 秒 1189.556 メートルの所
	ス	基点 1 から 65 度 05 分 57 秒 1190.356 メートルの所
	セ	基点 1 から 64 度 57 分 27 秒 1190.245 メートルの所
	ソ	基点 1 から 64 度 48 分 14 秒 1189.427 メートルの所
	タ	基点 1 から 63 度 09 分 33 秒 1251.933 メートルの所
	チ	基点 1 から 63 度 01 分 38 秒 1255.152 メートルの所
	ツ	基点 1 から 63 度 05 分 30 秒 1256.398 メートルの所
	テ	基点 1 から 62 度 41 分 33 秒 1266.843 メートルの所
	ト	基点 1 から 63 度 12 分 55 秒 1276.934 メートルの所
	ナ	基点 1 から 64 度 11 分 46 秒 1299.216 メートルの所
	ニ	基点 1 から 64 度 40 分 06 秒 1288.702 メートルの所
	ヌ	基点 1 から 64 度 55 分 53 秒 1294.431 メートルの所
	ネ	基点 1 から 65 度 03 分 49 秒 1291.321 メートルの所
	ノ	基点 1 から 64 度 46 分 49 秒 1235.307 メートルの所
	ハ	基点 1 から 64 度 42 分 53 秒 1235.344 メートルの所
	ヒ	基点 1 から 64 度 43 分 00 秒 1236.758 メートルの所
	フ	基点 1 から 65 度 30 分 46 秒 1253.391 メートルの所

へ	基点1から65度34分39秒	1253.375メートルの所
ホ	基点1から65度34分36秒	1251.960メートルの所
除外区域14	次のアイをアから46度02分7メートルの点を中心として半径7メートルの円弧（北西側の線）で結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソを結んだ13直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフを結んだ12直線とフへをフから142度31分4メートルの点を中心として半径4メートルの円弧（北東側の線）と護岸とによって囲まれた区域（天満川）	
基点1	太田川水系天満川	右岸 1k800 キロポスト
基点2	太田川水系天満川	左岸 1k800 キロポスト
ア	基点1から-178度16分	272.5メートルの所
イ	基点1から-179度51分	265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分	242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分	237.5メートルの所
オ	基点1から-178度48分	234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分	218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分	191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分	176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分	135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分	122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分	98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分	49.0メートルの所
ス	基点1から163度40分	26.0メートルの所
セ	基点1から131度45分	12.0メートルの所
ソ	基点1から58度47分	2.0メートルの所
タ	基点2から-11度49分	6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分	9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分	52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分	87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分	107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分	122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分	130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分	164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分	208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分	219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分	237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分	268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分	288.0メートルの所
へ	基点2から-178度28分	291.0メートルの所

3 関係地区

広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、
 銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町
 1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、
 昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、
 田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、

流川町，中町，中島町，西白島町，西平塚町，西十日市町，西川口町，猫屋町，幟町，羽衣町，白島北町，白島中町，白島九軒町，橋本町，八丁堀，東白島町，東平塚町，東千田町1・2丁目，広瀬町，広瀬北町，平野町，袋町，富士見町，舟入町，舟入中町，舟入本町，舟入幸町，舟入川口町，舟入南1～6丁目，本通，堀川町，本川町1～3丁目，三川町，南竹屋町，南千田西町，南千田東町，南吉島1・2丁目，基町，弥生町，薬研堀，吉島町，吉島東1～3丁目，吉島西1～3丁目，吉島新町1・2丁目，南区旭1～3丁目，青崎1・2丁目，稻荷町，宇品東1～7丁目，宇品神田1～5丁目，宇品御幸1～5丁目，宇品海岸1～3丁目，猿猴橋町，大須賀町，大洲1～5丁目，上東雲町，霞1・2丁目，金屋町，京橋町，荒神町，小磯町，東雲1～3丁目，東雲本町1～3丁目，段原1～4丁目，段原南1・2丁目，段原日出1・2丁目，段原山崎1～3丁目，出汐1～4丁目，出島1・2丁目，仁保新町1・2丁目，西荒神町，東駅町，西蟹屋1～4丁目，東荒神町，東青崎町，比治山町，比治山本町，比治山公園，堀越1～3丁目，松川町，松原町，的場1・2丁目，皆実町1～6丁目，翠1～5丁目，南大河町，南蟹屋1・2丁目，元宇品町，西翠町，西旭町，西区打越町，大芝1～3丁目，大芝公園，大宮1～3丁目，小河内町1・2丁目，上天満町，観音町，観音本町1・2丁目，観音新町1～4丁目，楠木町1～4丁目，己斐中1～3丁目，己斐西町，己斐上1～6丁目，庚午北1～4丁目，庚午中1～4丁目，庚午南1・2丁目，新庄町，高須1～4丁目，天満町，中広町1～3丁目，西観音町，東観音町，福島町1・2丁目，古江新町，古江東町，古江西町，古江上1・2丁目，南観音町，南観音1～8丁目，都町，三篠北町，三篠町1～3丁目，三滝町，三滝本町1・2丁目，三滝山，山手町，横川新町，横川町1～3丁目，己斐東1丁目，竜王町，己斐大迫1～3丁目，己斐町，己斐本町1～3丁目，東区曙1～5丁目，愛宕町，牛田山，牛田南1・2丁目，牛田東1～4丁目，牛田本町1～6丁目，牛田中1・2丁目，牛田早稲田1～4丁目，牛田旭1・2丁目，牛田新町1～4丁目，尾長町，上大須賀町，中山上1・2丁目，中山鏡が丘，中山北町，中山新町1～3丁目，中山中町，中山西1・2丁目，中山東1～3丁目，中山南1・2丁目，光町1・2丁目，光が丘，東蟹屋町，東山町，二葉の里1～3丁目，戸

坂町，戸坂くるめ木1・2丁目，戸坂千足1・2丁目，戸坂惣田1・2丁目，戸坂中町，戸坂桜東町，戸坂桜西町，戸坂桜上町，戸坂山根1・2丁目，戸坂出江1・2丁目，戸坂数甲1・2丁目，戸坂大上1～4丁目，戸坂南1・2丁目，戸坂新町1～3丁目，矢賀町，矢賀新町1～5丁目，山根町，若草町，安佐南区祇園町，祇園1～8丁目，長束1～5丁目，長束町，長東西1～5丁目，西原1～9丁目，山本町，山本4～9丁目，上安1～7丁目，上安町，安芸区上瀬野1・2丁目，上瀬野町，上瀬野南1・2丁目，瀬野1～5丁目，瀬野町，瀬野南1丁目，瀬野南町，中野1～7丁目，中野町，中野東1～7丁目，中野東町，畑賀1～3丁目，畑賀町

1 公示番号 **内水共第10号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区，南区，西区，東区，安佐南区地先（太田川水系）
 漁場の区域 次のアイ，ウアを結んだ2直線から下流，エオ，カキ，クケ，コサ，シスを結んだそれぞれの直線から上流の太田川，天満川，本川（旧太田川），元安川，京橋川，猿猴川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基 点	ア	イから太田川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	イ	太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
	ウ	本川における西区大芝3丁目「大芝橋」上流側右岸付け根
	エ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
	オ	〃 中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
	カ	本川における中区河原町「西平和大橋」上流側右岸付け根
	キ	〃 中島町「西平和大橋」上流側左岸付け根
	ク	元安川における中区住吉町「明治橋」上流側右岸付け根
	ケ	〃 大手町5丁目「明治橋」上流側左岸付け根
	コ	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
	サ	〃 南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
	シ	猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根から猿猴川右岸沿い下流へ150メートルの所
	ス	〃 大洲1丁目「東大橋」下流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い下流へ150メートルの所
除外区域	1	次の1，2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
	1	京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
	2	〃 橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ60メートルの所

- 除外区域 2 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
- 1 京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
- 2 // 京橋町京橋公園スベリ東側付け根
- 除外区域 3 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
- 1 猿猴川における南区西蟹屋 1 丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ 23 メートルの所
- 2 京橋川における南区大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根
- 除外区域 4 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
- 1 猿猴川における南区上東雲町「東大橋」上流側右岸付け根
- 2 // 京橋町京橋公園スベリ東側付け根
- 除外区域 5 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域
- 1 猿猴川における南区上東雲町「東大橋」下流側右岸付け根
- 2 1 から猿猴川右岸沿い下流へ 150 メートルの所
- 除外区域 6 猿猴川における「駅前大橋」橋脚構造物敷及び橋脚保護工の区域
- 除外区域 7 次のイロ, ハニの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
- 基 点 1 中区舟入町舟入第 1 公園便所西角
- イ 天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
- ロ 基点 1 から 326 度 10 分 120.5 メートルの所
- ハ 天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
- ニ 基点 1 から 0 度 45 分 71.6 メートルの所
- 除外区域 8 次のイロの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
- 基 点 1 京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のパラペット南西角
- イ 基点 1 から 241 度 30 分 84.2 メートルの所
- ロ // 252 度 30 分 81.7 メートルの所
- 除外区域 9 次の 1, 2 の間及び 3, 4 の間の「横川橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
- 1 天満川における西区横川町「横川新橋」上流側右岸付け根
- 2 1 から天満川右岸沿い上流へ 60 メートルの所
- 3 天満川における中区広瀬北町「横川新橋」上流側左岸付け根
- 4 3 から天満川左岸沿い上流へ 60 メートルの所
- 除外区域 10 次の 1, 2 の間の都市計画道路事業護岸改良工事に伴う河川構造物敷の区域
- 1 広島市東区二葉の里における京橋川左岸と二又川左岸との交点から京橋川左岸沿い下流へ 79 メートルの所
- 2 //
- // 203.5 メートルの所
- 除外区域 11 次の 1, 2 の間及び 3, 4 の間の「鶴見橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域
- 1 京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ 310 メートルの所
- 2 //
- // 403 メートルの所
- 3 // 南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ 298 メートルの所

	4	〃	
		〃	398メートルの所
除外区域	12	次の1, 2の間及び3, 4の間の「元安橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域	
	1	元安川における中区中島町「元安橋」上流側右岸付け根から右岸沿い上流へ25メートルの所	
	2	〃	下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ27メートルの所
	3	〃	大手町1丁目「元安橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ25メートルの所
	4	〃	下流側左岸付け根から左岸沿い下流へ20メートルの所
除外区域	13	次の1, 2の間の「空鞆橋」下の護岸工事に伴う河川構造物敷の区域	
	1	本川における中区基町「空鞆橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ42メートルの所	
	2	〃	下流側左岸付け根
除外区域	14	次のアイ, ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域	
基 点	1	京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流パラペット南西角	
	ア	基点1から207度00分	102.9メートルの所
	イ	〃	197度00分 122.0メートルの所
	ウ	〃	157度90分 32.7メートルの所
	エ	〃	161度60分 58.4メートルの所
除外区域	15	次のアイ, ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域(猿猴川)	
基 点	1	仁保島二等三角点より	344度11分43秒 2374.3544メートルの所
	ア	基点1から	316度24分27秒 282.5605メートルの所
	イ	〃	320度46分20秒 236.4572メートルの所
	ウ	〃	299度6分58秒 268.5915メートルの所
	エ	〃	299度38分8秒 215.8566メートルの所
除外区域	16	次のアイ, ウエの間の河川構造物敷の区域(元安川)	
基 点	1	元安川左岸 大手町5丁目西側	距離標 1/100 (明治橋南側東詰から339度36分35.5メートルの所)
基 点	2	元安川右岸 住吉町東側	距離標 1/100 (明治橋南側東詰から278度24分89メートルの所)
	ア	基点1から	247度27分 76メートルの所
	イ	〃	234度13分 79メートルの所
	ウ	基点2から	93度2分 84メートルの所
	エ	〃	79度12分 75.5メートルの所
除外区域	17	次の1, 2の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」上流側左岸付け根	
	2	〃	4丁目「大正橋」下流側左岸付け根
除外区域	18	次の1, 2の間の高潮対策河川構造物敷の区域	
	1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目「東大橋」下流側左岸付け根	
	2	1から猿猴川左岸沿い下流へ	150メートルの所

除外区域 19 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソアを結んだ 15 直線によって囲まれた区域。次のタチ, チツ, ツテ, テト, トナ, ナニ, ニヌ, ヌネ, ネタを結んだ 9 直線によって囲まれた区域。次のノハ, ハヒ, ヒフ, フヘ, ヘホ, ホノを結んだ 6 直線によって囲まれた区域 (猿猴川)

基 点 1	比治山四等三角点
ア	基点 1 から 64 度 41 分 11 秒 1192.706 メートルの所
イ	基点 1 から 67 度 04 分 45 秒 1231.637 メートルの所
ウ	基点 1 から 67 度 12 分 20 秒 1228.258 メートルの所
エ	基点 1 から 67 度 09 分 46 秒 1227.516 メートルの所
オ	基点 1 から 67 度 03 分 47 秒 1224.349 メートルの所
カ	基点 1 から 67 度 03 分 02 秒 1220.212 メートルの所
キ	基点 1 から 67 度 21 分 49 秒 1211.440 メートルの所
ク	基点 1 から 66 度 39 分 19 秒 1195.067 メートルの所
ケ	基点 1 から 66 度 03 分 48 秒 1198.430 メートルの所
コ	基点 1 から 65 度 22 分 45 秒 1186.149 メートルの所
サ	基点 1 から 65 度 19 分 01 秒 1187.864 メートルの所
シ	基点 1 から 65 度 12 分 47 秒 1189.556 メートルの所
ス	基点 1 から 65 度 05 分 57 秒 1190.356 メートルの所
セ	基点 1 から 64 度 57 分 27 秒 1190.245 メートルの所
ソ	基点 1 から 64 度 48 分 14 秒 1189.427 メートルの所
タ	基点 1 から 63 度 09 分 33 秒 1251.933 メートルの所
チ	基点 1 から 63 度 01 分 38 秒 1255.152 メートルの所
ツ	基点 1 から 63 度 05 分 30 秒 1256.398 メートルの所
テ	基点 1 から 62 度 41 分 33 秒 1266.843 メートルの所
ト	基点 1 から 63 度 12 分 55 秒 1276.934 メートルの所
ナ	基点 1 から 64 度 11 分 46 秒 1299.216 メートルの所
ニ	基点 1 から 64 度 40 分 06 秒 1288.702 メートルの所
ヌ	基点 1 から 64 度 55 分 53 秒 1294.431 メートルの所
ネ	基点 1 から 65 度 03 分 49 秒 1291.321 メートルの所
ノ	基点 1 から 64 度 46 分 49 秒 1235.307 メートルの所
ハ	基点 1 から 64 度 42 分 53 秒 1235.344 メートルの所
ヒ	基点 1 から 64 度 43 分 00 秒 1236.758 メートルの所
フ	基点 1 から 65 度 30 分 46 秒 1253.391 メートルの所
ヘ	基点 1 から 65 度 34 分 39 秒 1253.375 メートルの所
ホ	基点 1 から 65 度 34 分 36 秒 1251.960 メートルの所

除外区域 20 次のアイをアから 46 度 02 分 7 メートルの点を中心として半径 7 メートルの円弧 (北西側の線) で結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソを結んだ 13 直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ, チツ, ツテ, テト, トナ, ナニ, ニヌ, ヌネ, ネノ, ノハ, ハヒ, ヒフを結んだ 12 直線とフヘをフから 142 度 31 分 4 メートルの点を中心として半径 4 メートルの円弧 (北東側の線) と護岸とによって囲まれた区域 (天満川)

基 点 1	太田川水系天満川 右岸 1k800 キロポスト
基 点 2	太田川水系天満川 左岸 1k800 キロポスト
ア	基点 1 から -178 度 16 分 272.5 メートルの所

イ	基点1から-179度51分	265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分	242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分	237.5メートルの所
オ	基点1から-178度48分	234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分	218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分	191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分	176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分	135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分	122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分	98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分	49.0メートルの所
ス	基点1から163度40分	26.0メートルの所
セ	基点1から131度45分	12.0メートルの所
ソ	基点1から58度47分	2.0メートルの所
タ	基点2から-11度49分	6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分	9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分	52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分	87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分	107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分	122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分	130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分	164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分	208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分	219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分	237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分	268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分	288.0メートルの所
ヘ	基点2から-178度28分	291.0メートルの所

3 関係地区

広島市中区胡町, 榎町, 大手町1～5丁目, 上幟町, 上八丁堀, 銀山町, 紙屋町1・2丁目, 加古町, 河原町, 小町, 国泰寺町1・2丁目, 小網町, 光南1～6丁目, 堺町1・2丁目, 新天地, 昭和町, 住吉町, 千田町1～3丁目, 立町, 宝町, 竹屋町, 田中町, 鶴見町, 鉄砲町, 寺町, 十日市町1・2丁目, 土橋町, 流川町, 中町, 中島町, 西白島町, 西平塚町, 西十日市町, 西川口町, 猫屋町, 幟町, 羽衣町, 白島北町, 白島中町, 白島九軒町, 橋本町, 八丁堀, 東白島町, 東平塚町, 東千田町1・2丁目, 広瀬町, 広瀬北町, 平野町, 袋町, 富士見町, 舟入町, 舟入中町, 舟入本町, 舟入幸町, 舟入川口町, 舟入南1～6丁目, 本通, 堀川町, 本川町1～3丁目, 三川町, 南竹屋町, 南千田西町, 南千田東町, 南吉島1・2丁目, 基町, 弥生町, 葉研堀, 吉島町, 吉島東1～3丁目, 吉島西1～3丁目, 吉島新町1・2丁目, 南区旭1～3丁目, 青崎1・2丁目, 稻荷町, 宇品東1～7丁目, 宇品神田1～5丁目, 宇品御幸1～5丁目,

字品海岸1～3丁目，猿猴橋町，大須賀町，大洲1～5丁目，上東雲町，霞1・2丁目，金屋町，京橋町，荒神町，小磯町，東雲1～3丁目，東雲本町1～3丁目，段原1～4丁目，段原南1・2丁目，段原日出1・2丁目，段原山崎1～3丁目，出汐1～4丁目，出島1・2丁目，仁保新町1・2丁目，西荒神町，東駅町，西蟹屋1～4丁目，東荒神町，東青崎町，比治山町，比治山本町，比治山公園，堀越1～3丁目，松川町，松原町，的場1・2丁目，皆実町1～6丁目，翠1～5丁目，南大河町，南蟹屋1・2丁目，元字品町，西翠町，西旭町，西区打越町，大芝1～3丁目，大芝公園，大宮1～3丁目，小河内町1・2丁目，上天満町，観音町，観音本町1・2丁目，観音新町1～4丁目，楠木町1～4丁目，己斐中1～3丁目，己斐西町，己斐上1～6丁目，庚午北1～4丁目，庚午中1～4丁目，庚午南1・2丁目，新庄町，高須1～4丁目，天満町，中広町1～3丁目，西観音町，東観音町，福島町1・2丁目，古江新町，古江東町，古江西町，古江上1・2丁目，南観音町，南観音1～8丁目，都町，三篠北町，三篠町1～3丁目，三滝町，三滝本町1・2丁目，三滝山，山手町，横川新町，横川町1～3丁目，己斐東1丁目，竜王町，己斐大迫1～3丁目，己斐町，己斐本町1～3丁目，東区曙1～5丁目，愛宕町，牛田山，牛田南1・2丁目，牛田東1～4丁目，牛田本町1～6丁目，牛田中1・2丁目，牛田早稲田1～4丁目，牛田旭1・2丁目，牛田新町1～4丁目，尾長町，上大須賀町，中山上1・2丁目，中山鏡が丘，中山北町，中山新町1～3丁目，中山中町，中山西1・2丁目，中山東1～3丁目，中山南1・2丁目，光町1・2丁目，光が丘，東蟹屋町，東山町，二葉の里1～3丁目，戸坂町，戸坂くるめ木1・2丁目，戸坂千足1・2丁目，戸坂惣田1・2丁目，戸坂中町，戸坂桜東町，戸坂桜西町，戸坂桜上町，戸坂山根1・2丁目，戸坂出江1・2丁目，戸坂数甲1・2丁目，戸坂大上1～4丁目，戸坂南1・2丁目，戸坂新町1～3丁目，矢賀町，矢賀新町1～5丁目，山根町，若草町，安佐南区祇園町，祇園1～8丁目，長束1～5丁目，長束町，長東西1～5丁目，西原1～9丁目，山本町，山本4～9丁目，上安1～7丁目，上安町，安芸区上瀬野1・2丁目，上瀬野町，上瀬野南1・2丁目，瀬野1～5丁目，瀬野町，瀬野南1丁目，瀬野南町，中野1～7丁目，中野町，中野東1～7丁目，中野

東町，畑賀 1～3 丁目，畑賀町

1 公示番号 内水共第 11 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 1 種共同漁業	えむし漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市西区，中区地先（太田川水系）
漁場の区域 次のアイを結んだ直線から下流，ウエ，オカを結んだそれぞれの直線から上流の本川（旧太田川），天満川の区域。ただし，次の除外区域を除く。

基 点 ア	西区横川町 1 丁目 5 交差点（三叉路）南の護岸階段（東側）護岸角
イ	アから中区基町基町県営住宅 7 号館南西端を見通す線と本川左岸との交点（中区基町「三篠橋」下流側左岸付け根から左岸沿い下流へ 525 メートルの所）
ウ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
エ	〃 中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
オ	本川における中区本川町 2 丁目「相生橋」上流側右岸付け根から右岸沿い（延長線）上流へ 200 メートルの所
カ	〃 基町「相生橋」上流側左岸付け根から左岸沿い（延長線）上流へ 200 メートルの所

除外区域 1 次の 1， 2 の間の「横川橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域

1	天満川における西区横川町「横川新橋」上流側右岸付け根
2	〃 「横川橋」下流側右岸付け根

除外区域 2 次のイロ，ハニの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域

基 点 1	中区舟入町舟入第 1 公園便所西角
イ	天満川における西区東観音町「観船橋」上流側右岸付け根
ロ	基点 1 から 326 度 10 分 120.5 メートルの所
ハ	天満川における中区舟入町「観船橋」上流側左岸付け根
ニ	基点 1 から 0 度 45 分 71.6 メートルの所

除外区域 3 次の 1， 2 の間の「空鞆橋」下の護岸工事に伴う河川構造物敷の区域

1	本川における中区基町「空鞆橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ 42 メートルの所
2	〃 下流側左岸付け根

除外区域 4 次のアイをアから 46 度 02 分 7 メートルの点を中心として半径 7 メートルの円弧（北西側の線）で結んだ線とイウ，ウエ，エオ，オカ，カキ，キク，クケ，ケコ，コサ，サシ，シス，スセ，セソを結んだ 13 直線と護岸とによって囲まれた区域。次のタチ，チツ，ツテ，テト，トナ，ナニ，ニヌ，ヌネ，ネノ，ノハ，

ハヒ、ヒフを結んだ12直線とフヘをフから142度31分4メートルの点を中心として半径4メートルの円弧（北東側の線）と護岸とによって囲まれた区域（天満川）

基点 1	太田川水系天満川 右岸 1k800 キロポスト
基点 2	太田川水系天満川 左岸 1k800 キロポスト
ア	基点1から-178度16分 272.5メートルの所
イ	基点1から-179度51分 265.0メートルの所
ウ	基点1から-179度46分 242.5メートルの所
エ	基点1から-179度22分 237.5メートルの所
オ	基点1から-178度48分 234.0メートルの所
カ	基点1から-178度16分 218.5メートルの所
キ	基点1から-177度27分 191.0メートルの所
ク	基点1から-177度16分 176.5メートルの所
ケ	基点1から-177度22分 135.5メートルの所
コ	基点1から-177度58分 122.0メートルの所
サ	基点1から-179度21分 98.0メートルの所
シ	基点1から-174度15分 49.0メートルの所
ス	基点1から 163度40分 26.0メートルの所
セ	基点1から 131度45分 12.0メートルの所
ソ	基点1から 58度47分 2.0メートルの所
タ	基点2から- 11度49分 6.0メートルの所
チ	基点2から-109度33分 9.5メートルの所
ツ	基点2から-174度58分 52.5メートルの所
テ	基点2から-178度40分 87.0メートルの所
ト	基点2から-179度35分 107.5メートルの所
ナ	基点2から-179度40分 122.5メートルの所
ニ	基点2から-179度22分 130.5メートルの所
ヌ	基点2から-177度38分 164.0メートルの所
ネ	基点2から-177度06分 208.0メートルの所
ノ	基点2から-177度06分 219.5メートルの所
ハ	基点2から-177度30分 237.5メートルの所
ヒ	基点2から-178度16分 268.0メートルの所
フ	基点2から-177度56分 288.0メートルの所
ヘ	基点2から-178度28分 291.0メートルの所

3 関係地区

広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、塚町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁

目，本通，堀川町，本川町1～3丁目，三川町，南竹屋町，南千田西町，南千田東町，南吉島1・2丁目，基町，弥生町，薬研堀，吉島町，吉島東1～3丁目，吉島西1～3丁目，吉島新町1・2丁目，南区旭1～3丁目，青崎1・2丁目，稻荷町，字品東1～7丁目，字品神田1～5丁目，字品御幸1～5丁目，字品海岸1～3丁目，猿猴橋町，大須賀町，大洲1～5丁目，上東雲町，霞1・2丁目，金屋町，京橋町，荒神町，小磯町，東雲1～3丁目，東雲本町1～3丁目，段原1～4丁目，段原南1・2丁目，段原日出1・2丁目，段原山崎1～3丁目，出汐1～4丁目，出島1・2丁目，仁保新町1・2丁目，西荒神町，東駅町，西蟹屋1～4丁目，東荒神町，東青崎町，比治山町，比治山本町，比治山公園，堀越1～3丁目，松川町，松原町，的場1・2丁目，皆実町1～6丁目，翠1～5丁目，南大河町，南蟹屋1・2丁目，元字品町，西翠町，西旭町，西区打越町，大芝1～3丁目，大芝公園，大宮1～3丁目，小河内町1・2丁目，上天満町，観音町，観音本町1・2丁目，観音新町1～4丁目，楠木町1～4丁目，己斐中1～3丁目，己斐西町，己斐上1～6丁目，庚午北1～4丁目，庚午中1～4丁目，庚午南1・2丁目，新庄町，高須1～4丁目，天満町，中広町1～3丁目，西観音町，東観音町，福島町1・2丁目，古江新町，古江東町，古江西町，古江上1・2丁目，南観音町，南観音1～8丁目，都町，三篠北町，三篠町1～3丁目，三滝町，三滝本町1・2丁目，三滝山，山手町，横川新町，横川町1～3丁目，己斐東1丁目，竜王町，己斐大迫1～3丁目，己斐町，己斐本町1～3丁目，東区曙1～5丁目，愛宕町，牛田山，牛田南1・2丁目，牛田東1～4丁目，牛田本町1～6丁目，牛田中1・2丁目，牛田早稲田1～4丁目，牛田旭1・2丁目，牛田新町1～4丁目，尾長町，上大須賀町，中山上1・2丁目，中山鏡が丘，中山北町，中山新町1～3丁目，中山中町，中山西1・2丁目，中山東1～3丁目，中山南1・2丁目，光町1・2丁目，光が丘，東蟹屋町，東山町，二葉の里1～3丁目，戸坂町，戸坂くるめ木1・2丁目，戸坂千足1・2丁目，戸坂惣田1・2丁目，戸坂中町，戸坂桜東町，戸坂桜西町，戸坂桜上町，戸坂山根1・2丁目，戸坂出江1・2丁目，戸坂数甲1・2丁目，戸坂大上1～4丁目，戸坂南1・2丁目，戸坂新町1～3丁目，矢賀町，矢賀新町1～5丁目，山根町，若草町，

東雲1～3丁目，東雲本町1～3丁目，段原1～4丁目，段原南1・2丁目，段原日出1・2丁目，段原山崎1～3丁目，出汐1～4丁目，出島1・2丁目，仁保新町1・2丁目，西荒神町，東駅町，西蟹屋1～4丁目，東荒神町，東青崎町，比治山町，比治山本町，比治山公園，堀越1～3丁目，松川町，松原町，的場1・2丁目，皆実町1～6丁目，翠1～5丁目，南大河町，南蟹屋1・2丁目，元宇品町，西翠町，西旭町，西区打越町，大芝1～3丁目，大芝公園，大宮1～3丁目，小河内町1・2丁目，上天満町，観音町，観音本町1・2丁目，観音新町1～4丁目，楠木町1～4丁目，己斐中1～3丁目，己斐西町，己斐上1～6丁目，庚午北1～4丁目，庚午中1～4丁目，庚午南1・2丁目，新庄町，高須1～4丁目，天満町，中広町1～3丁目，西観音町，東観音町，福島町1・2丁目，古江新町，古江東町，古江西町，古江上1・2丁目，南観音町，南観音1～8丁目，都町，三篠北町，三篠町1～3丁目，三滝町，三滝本町1・2丁目，三滝山，山手町，横川新町，横川町1～3丁目，己斐東1丁目，竜王町，己斐大迫1～3丁目，己斐町，己斐本町1～3丁目，東区曙1～5丁目，愛宕町，牛田山，牛田南1・2丁目，牛田東1～4丁目，牛田本町1～6丁目，牛田中1・2丁目，牛田早稲田1～4丁目，牛田旭1・2丁目，牛田新町1～4丁目，尾長町，上大須賀町，中山上1・2丁目，中山鏡が丘，中山北町，中山新町1～3丁目，中山中町，中山西1・2丁目，中山東1～3丁目，中山南1・2丁目，光町1・2丁目，光が丘，東蟹屋町，東山町，二葉の里1～3丁目，戸坂町，戸坂くるめ木1・2丁目，戸坂千足1・2丁目，戸坂惣田1・2丁目，戸坂中町，戸坂桜東町，戸坂桜西町，戸坂桜上町，戸坂山根1・2丁目，戸坂出江1・2丁目，戸坂数甲1・2丁目，戸坂大上1～4丁目，戸坂南1・2丁目，戸坂新町1～3丁目，矢賀町，矢賀新町1～5丁目，山根町，若草町，安佐南区祇園町，祇園1～8丁目，長東1～5丁目，長東町，長東西1～5丁目，西原1～9丁目，山本町，山本4～9丁目，上安1～7丁目，上安町，安芸区上瀬野1・2丁目，上瀬野町，上瀬野南1・2丁目，瀬野1～5丁目，瀬野町，瀬野南1丁目，瀬野南町，中野1～7丁目，中野町，中野東1～7丁目，中野東町，畑賀1～3丁目，畑賀町

1 公示番号 内水共第 13 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 1 種共同漁業	えむし漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市中区, 南区地先 (太田川水系)
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から下流, ウエ, オカを結んだそれぞれの直線から上流の京橋川, 猿猴川の区域。ただし, 次の除外区域を除く。

基 点 ア 京橋川における中区東白島町「常葉橋」下流側右岸付け根
 イ // 南区大須賀町「常葉橋」下流側左岸付け根
 ウ // 中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
 エ // 南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
 オ 猿猴川における南区上東雲町「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川右岸との交点

カ // 南蟹屋 1 丁目「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川左岸との交点 (南蟹屋 1 丁目自動車道「東大橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ 160 メートルの所)

除外区域 1 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域

1 京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根
 2 // 橋本町「京橋」上流側右岸付け根から京橋川右岸沿い上流へ 60 メートルの所

除外区域 2 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域

1 京橋川における南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根
 2 // 京橋町京橋公園スベリ東側付け根

除外区域 3 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域

1 猿猴川における南区西蟹屋 1 丁目「大正橋」上流側左岸付け根から猿猴川左岸沿い上流へ 23 メートルの所
 2 // 大須賀町「栄橋」上流側左岸付け根

除外区域 4 次の 1, 2 の間の高潮対策河川構造物敷の区域

1 猿猴川における南区上東雲町「送水管」橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川右岸との交点
 2 // 京橋町京橋公園スベリ東側付け根

除外区域 5 次の 1, 2 の間及び 3, 4 の間の「鶴見橋」架替工事に伴う河川構造物敷の区域

1 京橋川における中区鶴見町「比治山橋」上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ 310 メートルの所
 2 // 403 メートルの所
 3 // 南区比治山本町「比治山橋」上流側左岸付け根から護岸沿い上流へ 298 メートルの所
 4 // 398 メートルの所

除外区域 6 猿猴川における「駅前大橋」橋脚構造物敷及び橋脚保護工の区域

除外区域 7	次のイロの間の河川構造物敷及び保護工の区域と橋脚構造物敷の区域
基 点 1	京橋川における南区松川町「東広島橋」左岸下流側付け根のパラペット南西角
イ	基点1から 241度 30分 84.2メートルの所
ロ	〃 252度 30分 81.7メートルの所
除外区域 8	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域
基 点 1	京橋川における南区稲荷町「東広島橋」左岸上流パラペット南西角
ア	基点1から 207度 00分 102.9メートルの所
イ	〃 197度 00分 122.0メートルの所
ウ	〃 157度 90分 32.7メートルの所
エ	〃 161度 60分 58.4メートルの所
除外区域 9	次のアイ、ウエの間の河川構造物敷の区域と橋脚構造物敷の区域
基 点 1	仁保島二等三角点より 344度 11分 43秒 2374.3544メートルの所（猿猴川）
ア	基点1から 316度 24分 27秒 282.5605メートルの所
イ	〃 320度 46分 20秒 236.4572メートルの所
ウ	〃 299度 6分 58秒 268.5915メートルの所
エ	〃 299度 38分 8秒 215.8566メートルの所
除外区域 10	次の1、2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
1	猿猴川における南区西蟹屋1丁目 送水管 橋脚下流端を結ぶ線と猿猴川左岸との交点
2	〃 4丁目「大正橋」下流側左岸付け根
3 関係地区	広島市中区胡町、榎町、大手町1～5丁目、上幟町、上八丁堀、銀山町、紙屋町1・2丁目、加古町、河原町、小町、国泰寺町1・2丁目、小網町、光南1～6丁目、堺町1・2丁目、新天地、昭和町、住吉町、千田町1～3丁目、立町、宝町、竹屋町、田中町、鶴見町、鉄砲町、寺町、十日市町1・2丁目、土橋町、流川町、中町、中島町、西白島町、西平塚町、西十日市町、西川口町、猫屋町、幟町、羽衣町、白島北町、白島中町、白島九軒町、橋本町、八丁堀、東白島町、東平塚町、東千田町1・2丁目、広瀬町、広瀬北町、平野町、袋町、富士見町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、舟入南1～6丁目、本通、堀川町、本川町1～3丁目、三川町、南竹屋町、南千田西町、南千田東町、南吉島1・2丁目、基町、弥生町、薬研堀、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、吉島新町1・2丁目、南区旭1～3丁目、青崎1・2丁目、稲荷町、宇品東1～7丁目、宇品神田1～5丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品海岸1～3丁目、猿猴橋町、大須賀町、大洲1～5丁目、

上東雲町，霞 1・2 丁目，金屋町，京橋町，荒神町，小磯町，東雲 1～3 丁目，東雲本町 1～3 丁目，段原 1～4 丁目，段原南 1・2 丁目，段原日出 1・2 丁目，段原山崎 1～3 丁目，出汐 1～4 丁目，出島 1・2 丁目，仁保新町 1・2 丁目，西荒神町，東駅町，西蟹屋 1～4 丁目，東荒神町，東青崎町，比治山町，比治山本町，比治山公園，堀越 1～3 丁目，松川町，松原町，的場 1・2 丁目，皆実町 1～6 丁目，翠 1～5 丁目，南大河町，南蟹屋 1・2 丁目，元宇品町，西翠町，西旭町，西区打越町，大芝 1～3 丁目，大芝公園，大宮 1～3 丁目，小河内町 1・2 丁目，上天満町，観音町，観音本町 1・2 丁目，観音新町 1～4 丁目，楠木町 1～4 丁目，己斐中 1～3 丁目，己斐西町，己斐上 1～6 丁目，庚午北 1～4 丁目，庚午中 1～4 丁目，庚午南 1・2 丁目，新庄町，高須 1～4 丁目，天満町，中広町 1～3 丁目，西観音町，東観音町，福島町 1・2 丁目，古江新町，古江東町，古江西町，古江上 1・2 丁目，南観音町，南観音 1～8 丁目，都町，三篠北町，三篠町 1～3 丁目，三滝町，三滝本町 1・2 丁目，三滝山，山手町，横川新町，横川町 1～3 丁目，己斐東 1 丁目，竜王町，己斐大迫 1～3 丁目，己斐町，己斐本町 1～3 丁目，東区曙 1～5 丁目，愛宕町，牛田山，牛田南 1・2 丁目，牛田東 1～4 丁目，牛田本町 1～6 丁目，牛田中 1・2 丁目，牛田早稲田 1～4 丁目，牛田旭 1・2 丁目，牛田新町 1～4 丁目，尾長町，上大須賀町，中山上 1・2 丁目，中山鏡が丘，中山北町，中山新町 1～3 丁目，中山中町，中山西 1・2 丁目，中山東 1～3 丁目，中山南 1・2 丁目，光町 1・2 丁目，光が丘，東蟹屋町，東山町，二葉の里 1～3 丁目，戸坂町，戸坂くるめ木 1・2 丁目，戸坂千足 1・2 丁目，戸坂惣田 1・2 丁目，戸坂中町，戸坂桜東町，戸坂桜西町，戸坂桜上町，戸坂山根 1・2 丁目，戸坂出江 1・2 丁目，戸坂数甲 1・2 丁目，戸坂大上 1～4 丁目，戸坂南 1・2 丁目，戸坂新町 1～3 丁目，矢賀町，矢賀新町 1～5 丁目，山根町，若草町，安佐南区祇園町，祇園 1～8 丁目，長束 1～5 丁目，長束町，長東西 1～5 丁目，西原 1～9 丁目，山本町，山本 4～9 丁目，上安 1～7 丁目，上安町，安芸区上瀬野 1・2 丁目，上瀬野町，上瀬野南 1・2 丁目，瀬野 1～5 丁目，瀬野町，瀬野南 1 丁目，瀬野南町，中野 1～7 丁目，中野町，中野東 1～7 丁目，中野東町，畑賀 1～3 丁目，畑賀町

1 公示番号 内水共第 14 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡安芸太田町地先 (太田川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカを結んだそれぞれの直線から下流の太田川, 柴木川の区域
基 点 ア	イから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点
イ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ 50 メートルの所
ウ	太田川における安芸太田町打梨「清水橋」下流側右岸付け根
エ	// 左岸付け根
オカ	柴木川と横川川との合流点における横川川右岸
カ	オから柴木川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点

3 関係地区 山県郡安芸太田町戸河内, 田吹, 吉和郷, 遊谷, 土居, 打梨, 那須, 横川, 柴木, 川手, 梶ノ木, 板ヶ谷, 小坂, 寺領

1 公示番号 内水共第 15 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡安芸太田町地先 (太田川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, ケコ, サシ, スセ, ソタ, チツ, テト, ヌネ, ノハ, ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の太田川, 田吹川, 那須川, 野為川, 横川川, 田代川, 柴木川, 小板川, 板ヶ谷川, 粒谷川, 寺領川の区域。ただし, うなぎ漁業については粒谷川及びキク, ナニ, ヒフを結んだそれぞれの直線から上流の那須川, 板ヶ谷川, 寺領川の区域を除く。
基 点 ア	イから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点
イ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ 50 メートルの所
ウ	田吹川における安芸太田町田吹「市間橋」下流側右岸付け根
エ	// 左岸付け根
オ	太田川における安芸太田町打梨 中国電力 (株) 立岩貯水池堰堤

	下流側右岸付け根
カ	〃
	〃 左岸付け根
キ	那須川における安芸太田町那須「魚切橋」下流側右岸付け根
ク	〃 左岸付け根
ケ	那須川における安芸太田町那須「三つ滝」(「魚切橋」下流側右岸付け根から上流 2,000 メートルの所) 下流側右岸付け根
コ	〃
	〃 左岸付け根
サ	野為川における安芸太田町戸河内「中の谷橋」下流側右岸付け根
シ	〃 戸河内「中の谷橋」下流側左岸付け根
ス	セから横川川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
セ	横川川における安芸太田町横川「恐羅漢橋」上流側左岸付け根から横川川左岸沿い上流へ 2,100 メートルの所(林道と横川川との分岐点)
ソ	田代川における安芸太田町田代「中ノ甲橋」下流側右岸付け根
タ	〃 左岸付け根
チ	柴木川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
ツ	〃 左岸における安芸太田町と北広島町との境界
テ	小板川における安芸太田町小板「小板橋」下流側右岸付け根
ト	〃 左岸付け根
ナ	板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点における犬ヶ谷川右岸
ニ	ナから板ヶ谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヌ	板ヶ谷川における安芸太田町板ヶ谷 第3号堰堤(板ヶ谷川と犬ヶ谷川との合流点より板ヶ谷川の上流へ1番目の堰堤)下流側右岸付け根
ネ	〃
	〃
	左岸付け根
ノ	粒谷川における安芸太田町粒谷 粒谷川砂防ダム堰堤下流側右岸付け根
ハ	〃
	左岸付け根
ヒ	寺領川と長原川との合流点における長原川右岸
フ	ヒから寺領川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ヘ	寺領川における安芸太田町寺領「庄野橋」下流側右岸付け根
ホ	〃 左岸付け根

3 関係地区 山県郡安芸太田町戸河内, 田吹, 吉和郷, 遊谷, 土居, 打梨, 那須, 横川, 柴木, 川手, 梶ノ木, 板ヶ谷, 小坂, 寺領

1 公示番号 内水共第 16 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
------	----	----

- キ // 北広島町東八幡原「二河橋」下流側右岸付け根
ク // 左岸付け根
ケ 大林川における北広島町東八幡原 臥竜山八幡原山麓公園入口の暗渠下流側右岸付け根（町道後ヶ原下林線の標識から道路沿い北へ380メートルの所）
コ //
// 左岸付け根
- 3 関係地区 山県郡北広島町東八幡原，西八幡原

1 公示番号 内水共第18号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡北広島町，安芸太田町地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，キク，サシ，スセ，ソタ，テトを結んだそれぞれの直線から下流の大佐川，松原川，橋山川，空城川，中祖川，馬ノ原川の区域。ただし，うなぎ漁業についてはオカ，ケコ，チツを結んだそれぞれの直線から上流の橋山川，空城川，馬ノ原川の区域を除く。	
基 点	ア	大佐川における北広島町細見「下山橋」上流側右岸付け根
	イ	// 左岸付け根
	ウ	松原川における安芸太田町松原「石塔原橋」下流側右岸付け根
	エ	// 左岸付け根
	オ	橋山川における北広島町空城「苜尾橋」下流側右岸付け根
	カ	// 左岸付け根
	キ	// 右岸付け根から
		右岸沿い上流へ2,800メートルの所
	ク	// 左岸付け根から
		左岸沿い上流へ2,800メートルの所
	ケ	空城川における北広島町空城「新田屋橋」（北広島町消防団第5分団空城ポンプ格納庫に隣接）上流側右岸付け根
	コ	//
		// 左岸付け根
	サ	//
		// 右岸付け根から右岸沿い
		上流へ1,300メートルの所
シ	//	
	// 左岸付け根から左岸沿い	
	上流へ1,300メートルの所	
ス	中祖川における北広島町中祖「谷出橋」下流側右岸付け根	
セ	// 左岸付け根	
ソ	大佐川における北広島町雲耕「追矢橋」下流側右岸付け根	
タ	// 左岸付け根	

チ	馬ノ原川における北広島町荒神原「馬の原橋」下流側右岸付け根	
ツ	〃	左岸付け根
テ	〃	右岸付け根から右岸沿い上流へ1,100メートルの所
ト	〃	左岸付け根から左岸沿い〃

3 関係地区 山県郡北広島町細見, 川小田, 雲耕, 宮地, 大元, 政所, 中祖, 荒神原, 橋山, 安芸太田町松原

1 公示番号 内水共第19号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 山県郡北広島町, 安芸太田町地先(太田川水系)
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流, オカ, ケコ, サシ, スセ, ソタ, テト, ナニ, ヒフ, ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の滝山川, 苧屋形川, 草安川, 才乙川, 板村川, 細見川, 上杉川, 大暮川, 高野川の区域。ただし, うなぎ漁業についてはウエ, ノハを結んだそれぞれの直線から上流の苧屋形川, 大暮川の区域を, こい漁業についてはキク, チツ, ヌネを結んだそれぞれの直線から上流の区域を除く。

基 点	ア	滝山川における北広島町細見 中国電力(株)王泊貯水池堰堤上流側右岸付け根	
	イ	〃	
	ウ	〃 左岸付け根	
	エ	苧屋形川における北広島町苧屋形「梅之木井堰」下流側右岸付け根	
	オ	〃	左岸付け根
	カ	〃	右岸付け根から右岸沿い上流へ2,400メートルの所
	キ	〃	左岸付け根から左岸沿い〃
	ク	滝山川における北広島町川小田「増田屋橋」下流側右岸付け根から右岸沿い下流へ2,500メートルの所	
	ケ	キから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
	コ	滝山川における北広島町土橋「仲の谷砂防堰堤」下流側右岸付け根	
		〃	左岸付け根

	け根
サ	草安川における北広島町草安「大畑井堰」下流側右岸付け根
シ	〃 左岸付け根
ス	才乙川における北広島町才乙「久保田橋」下流側右岸付け根
セ	〃 左岸付け根
ソ	板村川における北広島町板村「増野屋橋」下流側右岸付け根
タ	〃 左岸付け根
チ	細見川における北広島町細見「芸北橋」下流側右岸付け根
ツ	〃 左岸付け根
テ	トから細見川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ト	上杉川と細見川との合流点における上杉川右岸
ナ	上杉川における北広島町細見「三の渡橋」下流側右岸付け根
ニ	〃 左岸付け根
ヌ	大暮川における北広島町小原「川下橋」下流側右岸付け根
ネ	〃 左岸付け根
ノ	〃 深山「阿佐山橋」下流側右岸付け根
ハ	〃 左岸付け根
ヒ	〃 右岸付け根か
	ら右岸沿い上流へ1,300メートルの所
フ	〃 左岸付け根か
	ら左岸沿い上流へ1,300メートルの所
ヘ	高野川における北広島町高野 二井政行宅前の橋下流側右岸付け根
ホ	〃 左岸付け根

- 3 関係地区 山県郡北広島町土橋，奥原，草安，苧屋形，大利原，南門原，才乙，奥中原，川小田，細見，大暮，小原，米沢，移原，高野，溝口，安芸太田町平見谷

1 公示番号 内水共第 20 号

2 免許の内容たるべき事項

(3) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日

(4) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡北広島町地先（太田川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエを結んだ直線から下流の丁川の区域。
基 点	ア 北広島町溝口 中国電力（株）丁川分水堰堤上流側右岸付け根
	イ 〃 戸谷 中国電力（株）丁川分水堰堤上流側左岸付け根
	ウ 北広島町溝口「鉞口橋」下流側右岸付け根から右岸沿い上流へ1,400メートルの所
	エ 〃 左岸付け根から左岸沿い上流へ1,400メートルの所

- 3 関係地区 山県郡北広島町土橋，奥原，草安，苧屋形，大利原，南門原，

才乙，奥中原，川小田，細見，大暮，小原，米沢，移原，高野，
溝口，安芸太田町平見谷

1 公示番号 **内水共第 21 号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡安芸太田町地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，オカ，キク，ケコ，サシを結んだそれぞれの直線から下流の太田川，筒賀川，滝山川，丁川の区域。ただし，あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。	
基 点	ア	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
	イ	坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
	ウ	筒賀川における安芸太田町上筒賀「布原橋」下流側右岸付け根
	エ	左岸付け根
	オ	「境橋」下流側右岸付け根
	カ	左岸付け根
	キ	クから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点
	ク	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ 50 メートルの所
	ケ	大佐川における山県郡北広島町細見「下山橋」下流側右岸付け根
	コ	キから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	サ	丁川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
	シ	左岸における安芸太田町と北広島町との境界

3 関係地区 山県郡安芸太田町穴，坪野，津波，加計，下筒賀，下殿河内，
観音，上筒賀，中筒賀，上殿

1 公示番号 **内水共第 22 号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	山県郡安芸太田町地先（太田川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サ

	シ、スセを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、深山川、滝山川、安中川、丁川、水谷川の区域
基 点 ア	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
イ	坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ウ	エから安芸太田町中筒賀正地 地藏尊堂の中央を見通す線と対岸との交点
エ	寺領川における安芸太田町上殿「弁財天橋」下流側左岸付け根から寺領川左岸及び太田川左岸沿い下流へ50メートルの所
オ	深山川における安芸太田町下殿河内「宮ヶ谷橋」下流側右岸付け根
カ	左岸付け根
キ	大佐川における山県郡北広島町細見「下山橋」下流側右岸付け根
ク	キから滝山川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
ケ	安中川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
コ	左岸における安芸太田町と北広島町との境界
サ	丁川右岸における安芸太田町と北広島町との境界
シ	左岸における安芸太田町と北広島町との境界
ス	水谷川における安芸太田町加計水谷「水谷砂防堰堤」放水路下流側右岸付け根
セ	左岸付け根

3 関係地区 山県郡安芸太田町穴、坪野、津波、加計、下筒賀、下殿河内、観音、上筒賀、中筒賀、上殿

1 公示番号 内水共第23号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯区湯来町、山県郡安芸太田町、北広島町地先（太田川水系）

漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、ケコ、サシ、スセ、ソタ、チツを結んだそれぞれの直線から下流の太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川の区域。ただし、あゆ漁業については高山川の区域を、こい漁業については高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川の区域を除く。

基 点 ア イから太田川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

- イ 太田川における東区牛田新町「祇園新橋」下流側左岸付け根から太田川左岸沿い下流へ220メートルの所
- ウ 吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側右岸付け根
- エ // 左岸付け根
- オ 高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側右岸付け根
- カ // 左岸付け根
- キ 太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根
- ク // 坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
- ケ 西宗川における北広島町吉木 西宗川1号砂防ダム 下流側右岸付け根
- コ // 左岸付け根
- サ 小河内川右岸における広島市と北広島町との境界
- シ // 左岸における広島市と北広島町との境界
- ス 鈴張川における安佐北区安佐町鈴張「川口前橋」下流側右岸付け根
- セ // 左岸付け根
- ソ 根谷川における安佐北区大林町「根谷橋」下流側右岸付け根
- タ // 安芸高田市八千代町向山「根谷橋」下流側左岸付け根
- チ 三篠川右岸における安佐北区白木町宮原「柳瀬橋」(吊り橋)の橋脚中央点
- ツ // 左岸における安佐北区白木町柳瀬「柳瀬橋」(吊り橋)の橋脚中央点

3 関係地区

広島市安佐南区，安佐北区，東区戸坂町，西区大宮，大芝，佐伯区湯来町，杉並台，山県郡安芸太田町穴，坪野，津波，加計，下筒賀，下殿河内，観音，上筒賀，中筒賀，山県郡北広島町今吉田，阿坂，吉木，都志見，戸谷，長笹，西宗，中原，志路原，上石，下石，海心寺

1 公示番号 **内水共第24号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ます漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市安佐北区，佐伯区湯来町，山県郡安芸太田町，北広島町地先（太田川水系）
-------	---------------------------------------

漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコを結んだそれぞれの直線から下流の太田川，吉山川，高山川，西宗川の区域	
基 点 ア	太田川における安佐北区安佐町毛木「壬辰橋」上流側右岸付け根	
イ	〃	飯室「壬辰橋」上流側左岸付け根
ウ	吉山川における安佐北区安佐町久地 黒谷堰堤下流側右岸付け根	
エ	〃	左岸付け根
オ	高山川における安佐北区安佐町久地 上唐音淵堰堤下流側右岸付け根	
カ	〃	左岸付け根
キ	太田川における安芸太田町中筒賀 吉ヶ瀬堰堤上流側右岸付け根	
ク	〃	坪野 吉ヶ瀬堰堤上流側左岸付け根
ケ	西宗川における北広島町吉木 西宗川1号砂防ダム 下流側右岸付け根	
コ	〃	左岸付け根

3 関係地区 広島市安佐南区，安佐北区，東区戸坂町，佐伯区湯来町，杉並台，山県郡安芸太田町穴，坪野，津波，加計，下筒賀，下殿河内，観音，上筒賀，中筒賀，山県郡北広島町今吉田，阿坂，吉木，都志見，戸谷，長笹，西宗，中原，志路原，上石，下石，海応寺

1 公示番号 内水共第 25 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ふな漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市安佐北区安佐町地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエを結んだ直線から下流の高山川の区域	
基 点 ア	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤上流側右岸付け根	
イ	〃	左岸付け根
ウ	安佐町久地 中国電力（株）宇賀貯水池堰堤から上流へ一番目の橋梁下流側右岸付け根	
エ	〃	〃
	〃	左岸付け根

3 関係地区 広島市安佐南区，安佐北区，東区戸坂町，佐伯区湯来町，杉並

台，山県郡安芸太田町穴，坪野，津波，加計，下筒賀，下殿河内，観音，上筒賀，中筒賀，山県郡北広島町今吉田，阿坂，吉木，都志見，戸谷，長笹，西宗，中原，志路原，上石，下石，海応寺

1 公示番号 **内水共第 26 号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	もくずがに漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	広島市安佐北区白木町，安芸高田市向原町地先（太田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，オカ，ケコ，ソタ，チツ，テトを結んだそれぞれの直線から下流の三篠川，河津川，栄堂川，見坂川，関川の区域。ただし，あゆ漁業についてはウエ，キクを結んだそれぞれの直線から上流の区域を，こい漁業については河津川，栄堂川，見坂川，関川及びスセを結んだ直線から上流の三篠川の区域を，もくずがに漁業についてはサシを結んだ直線から上流の三篠川，見坂川の区域を除く。	
基 点	ア	三篠川右岸における白木町宮原「柳瀬橋」（吊り橋）の橋脚中央点
	イ	〃 左岸における白木町柳瀬「柳瀬橋」（吊り橋）の橋脚中央点
	ウ	河津川における白木町市川「鷹橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	〃 「大槌橋（広島市水道局市川調整池設置タンク前の橋）」下流側右岸付け根
	カ	〃 〃 左岸付け根
	キ	栄堂川における白木町志路「宮崎橋」下流側右岸付け根
	ク	〃 左岸付け根
	ケ	〃 「和久橋」下流側右岸付け根
	コ	〃 左岸付け根
	サ	三篠川における白木町井原「井原大橋」下流側右岸付け根
	シ	〃 左岸付け根
	ス	〃 向原町坂「吉山橋（通称 寺山橋）」下流側右岸付け根
	セ	〃 左岸付け根
	ソ	三篠川右岸における安芸高田市と東広島市との境界
	タ	〃 左岸における安芸高田市と東広島市との境界
	チ	見坂川における向原町有留「大正橋」下流側右岸付け根

- ツ // 左岸付け根
 テ 関川右岸における広島市と東広島市との境界
 ト テから関川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
- 3 関係地区 広島市安佐北区白木町, 安芸高田市向原町

1 公示番号 内水共第 27 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸高田市吉田町, 八千代町, 山県郡北広島町地先 (江の川水系)

漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, キク, ケコ, サシ, スセ, チツを結んだそれぞれの直線から下流の江の川, 簸ノ川, 出原川, 冠川, 寺原川, 志路原川, 多治比川の区域。ただし, こい漁業についてはソタを結んだ直線から上流の多治比川を除く。

基 点	ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
	イ	// 左岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
	ウ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側右岸付け根
	エ	// 左岸付け根
	オ	出原川における北広島町南方「南方中央橋」下流側右岸付け根
	カ	// 左岸付け根
	キ	冠川における北広島町本地「高下橋」下流側右岸付け根
	ク	// 左岸付け根
	ケ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側右岸付け根
	コ	// 左岸付け根
	サ	志路原川における北広島町志路原「下が原橋」下流側右岸付け根
	シ	// 左岸付け根
	ス	江の川における北広島町大朝「亀尻橋」下流側右岸付け根
	セ	// 左岸付け根
	ソ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側右岸付け根
	タ	// 左岸付け根
	チ	// 「落合橋」下流側右岸付け根
	ツ	// 左岸付け根

- 3 関係地区 安芸高田市吉田町, 八千代町, 山県郡北広島町

1 公示番号 内水共第 28 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 安芸高田市吉田町, 八千代町, 山県郡北広島町地先 (江の川水系)

漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, ケコ, サシ, ソタ, チツ, ヌネ, ノハ, ヒフ, ヘホ, マミ, ムメ, モヤ, ユヨ, ルレを結んだそれぞれの直線から下流の江の川, 簸ノ川, 出原川, 冠川, 寺原川, 志路原川, 田原川, 筏津川, 清水が丸川, 小滝川, 大谷川, 大塚川, 岩戸川, 琴平川, 大倉川, 二重谷川, 多治比川の区域。ただし, ます漁業についてはキク, スセ, テト, ラリを結んだそれぞれの直線から下流の冠川, 志路原川, 江の川, 多治比川の区域を, うなぎ漁業についてはナニを結んだ線から上流の区域を除く

基 点	ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
	イ	〃 左岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
	ウ	簸ノ川における八千代町佐々井「五郎丸橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	出原川における北広島町南方「田中橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 左岸付け根
	キ	冠川における北広島町本地「新田中橋」下流側右岸付け根
	ク	〃 左岸付け根
	ケ	〃 千代田 34 暗渠 (中国自動車道をまたぐ「丸押陸橋」北側の暗渠) 下流側右岸付け根
	コ	〃
		〃 左岸付け根
	サ	寺原川における北広島町寺原 農免道路猿喰線標識前の橋下流側右岸付け根
	シ	〃
		〃 左岸付け根
	ス	志路原川における北広島町志路原「七の渡橋」下流側右岸付け根
	セ	〃 左岸付け根
		〃 左岸付け根
	ソ	〃 蔵迫「本郷橋」下流側右岸付け根
	タ	〃 左岸付け根
	チ	田原川における北広島町田原「村木橋」下流側右岸付け根
	ツ	〃 左岸付け根
	テ	トから江の川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ト	岩戸川と江の川との合流点における岩戸川左岸
	ナ	江の川右岸における北広島町筏津と北広島町高野との境界
	ニ	〃 左岸における北広島町筏津と北広島町高野との境界

ヌ	ネから清水が丸川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
ネ	清水が丸川と筏津川との合流点における清水が丸川左岸付け根から清水が丸川左岸沿いへ上流 2,000 メートルの所	
ノ	小滝川における北広島町高野 278 上奥俊幹宅前の橋下流側右岸付け根	
ハ	〃	左岸
	付け根	
ヒ	大谷川における北広島町大谷「壘山橋」下流側右岸付け根	
フ	〃	左岸付け根
ヘ	大塚川における北広島町大塚「掘越橋」下流側右岸付け根	
ホ	〃	左岸付け根
マ	岩戸川における北広島町岩戸「本谷橋」下流側右岸付け根	
ミ	〃	左岸付け根
ム	琴平川における北広島町川戸「魚切橋」下流側右岸付け根	
メ	〃	左岸付け根
モ	大倉川における北広島町川戸「水先橋」下流側右岸付け根	
ヤ	〃	左岸付け根
ユ	ヨから二重谷川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
ヨ	二重谷川と鉄井川との合流点における鉄井川右岸	
ラ	多治比川における吉田町多治比「多治比橋」下流側右岸付け根	
リ	〃	左岸付け根
ル	多治比川における吉田町多治比「吉川橋」下流側右岸付け根	
レ	〃	左岸付け根

3 関係地区 安芸高田市吉田町，八千代町，山県郡北広島町

1 公示番号 内水共第 29 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ふな漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸高田市吉田町，八千代町，山県郡北広島町地先（江の川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエを結んだ直線から下流の江の川の区域
基 点	ア 江の川における八千代町 土師ダム堰堤上流側右岸付け根
	イ 〃 左岸付け根
	ウ 〃 北広島町川井「川井大橋」下流側右岸付け根
	エ 〃 左岸付け根

3 関係地区 安芸高田市八千代町，吉田町，山県郡北広島町

1 公示番号 内水共第 30 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	ます漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸高田市美土里町地先（江の川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，オカを結んだ直線から下流の生田川の区域。ただし，ます漁業についてはウエを結んだ直線から下流の区域を，あゆ漁業及びこい漁業についてはオカを結んだ直線から上流の区域を除く。	
基 点	ア	生田川右岸における美土里町と安芸高田市高宮町との境界
	イ	〃 左岸における美土里町と安芸高田市高宮町との境界
	ウ	〃 における美土里町生田「新大橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	〃 「内山橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 左岸付け根

3 関係地区 安芸高田市美土里町

1 公示番号 内水共第31号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	ます漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸高田市高宮町，美土里町地先（江の川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，オカを結んだ直線から下流の本村川の区域。ただし，ます漁業についてはウエ結んだ直線から下流の区域を，あゆ漁業及びこい漁業についてはオカを結んだ直線から上流の区域を除く。	
基 点	ア	本村川における高宮町原田「深渡大橋」上流側右岸付け根
	イ	〃 左岸付け根
	ウ	〃 美土里町本郷「誠和橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	〃 「塩瀬橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 左岸付け根

3 関係地区 安芸高田市美土里町

1 公示番号 内水共第 32 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	はや (おいかわ, かわむつ) 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	安芸高田市吉田町, 八千代町, 山県郡北広島町地先 (江の川水系)	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエを結んだ直線から下流の江の川の区域	
基 点	ア	江の川右岸における吉田町と安芸高田市甲田町との境界
	イ	〃 左岸における吉田町と甲田町との境界
	ウ	〃 における北広島町大朝「亀尻橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根

3 関係地区 安芸高田市吉田町, 八千代町, 山県郡北広島町

1 公示番号 内水共第 33 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日
	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市総領町地先 (江の川水系)	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, オカ, キク, ケコを結んだそれぞれの直線から下流の田総川, 領家川, 亀谷川の区域。ただし, あゆ漁業及びこい漁業についてはウエを結んだ直線から上流の区域を除く。	
基 点	ア	ハイヅカ湖北岸における庄原市と三次市の境界
	イ	〃 南東岸における庄原市と三次市の境界
	ウ	田総川における総領町中領家「落合橋」の上流すぐの堰堤右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	田尻川と田総川との合流点における田尻川右岸
	カ	オから田総川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	キ	クから領家川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ク	領家川と大谷川との合流点における大谷川右岸
	ケ	亀谷川における総領町黒目「平和橋」下流側右岸付け根
	コ	〃 左岸付け根

3 関係地区 庄原市総領町

1 公示番号 内水共第 34 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市総領町五箇, 上領家地先 (江の川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカを結んだそれぞれの直線から下流の田総川, 領家川の区域
基 点	ア イから田総川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	イ 田総川と領家川との合流点における領家川左岸から田総川左岸に沿って下流へ 10 メートルの所
	ウ 田尻川と田総川との合流点における田尻川右岸
	エ ウから田総川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	オ カから領家川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	カ 領家川と大谷川との合流点における大谷川右岸

3 関係地区 庄原市総領町

1 公示番号 内水共第 35 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市総領町黒目地先 (江の川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエを結んだ直線から下流の亀谷川の区域
基 点	ア イから亀谷川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	イ 亀谷川と耳高川との合流点における亀谷川左岸
	ウ 黒目「平和橋」下流側右岸付け根
	エ // 左岸付け根

3 関係地区 庄原市総領町

1 公示番号 内水共第 36 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市高野町地先 (江の川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, キクを結んだそれぞれの直線から下流の神野瀬川, 木地山川, 和南原川の区域

基点	ア	神野瀬川における高野町高暮 中国電力(株) 高暮貯水池堰堤上流側右岸付け根	
	イ	〃	
		〃 左岸付け根	
	ウ	木地山川における高野町上里原木地山 木地山砂防堰堤下流側右岸付け根(「崎前橋」から上流へ一番目の堰堤)	
	エ	〃	
		左岸付け根	
	オ	和南原川における高野町和南原貝崎「新貝崎大橋」下流側右岸付け根	
	カ	〃	左岸
		付け根	
	キ	神野瀬川における高野町上湯川「中橋」下流側右岸付け根	
	ク	〃	左岸付け根

3 関係地区 庄原市高野町

1 公示番号 内水共第 37 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 庄原市高野町地先(江の川水系)
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, キク, ケコ, サシ, スセ, ソタ, チツ, テト, ナニ, ヌネ, ノハ, ヒフを結んだそれぞれの直線から下流の神野瀬川, 養谷川, 猫谷川, 木地山川, 龍見川, 岡大内川, 奥三沢川, 和南原川, 毛無川, 笹谷川, 俵原川, 大鬼谷川, 奥門田川, 後谷川の区域。ただし, うなぎ漁業については養谷川及び龍見川の区域を除く。

基点	ア	神野瀬川における高野町高暮 中国電力(株) 高暮貯水池堰堤上流側右岸付け根	
	イ	〃	
		左岸付け根	
	ウ	高野町高暮 縄久利神社石碑 から養谷川の流れてに直角に対岸を見通す線と右岸との交点	
	エ	〃	
		〃 左岸との交点	
	オ	猫谷川における高野町上里原 猫谷第 1 砂防堰堤下流側右岸付け根	
	カ	〃	左岸付け根
		付け根	
	キ	木地山川における高野町上里原 第 15 谷止 下流側右岸付け根	
	ク	〃	左岸付け根
	ケ	龍見川における高野町岡大内「竜見奥橋」下流側右岸付け根	
	コ	〃	左岸付け根

サ	岡大内川における高野町岡大内「溜屋橋」下流側右岸付け根	
シ	〃	左岸付け根
ス	奥三沢川における高野町和南原奥三沢 第1砂防堰堤下流側右岸付け根	
セ	〃	左岸付け根
ソ	和南原川における高野町和南原篠原 第1砂防堰堤下流側右岸付け根	
タ	〃	左岸付け根
チ	毛無川における高野町新市 毛無川堰堤下流側右岸付け根	
ツ	〃	左岸付け根
テ	笹谷川における高野町上湯川笹谷 第1砂防堰堤下流側右岸付け根	
ト	〃	左岸付け根
ナ	俵原川における高野町上湯川「一本木橋」下流側右岸付け根	
ニ	〃	左岸付け根
ヌ	大鬼谷川における高野町南「雌滝」下流側右岸付け根	
ネ	〃	左岸付け根
ノ	奥門田川における高野町奥門田「半田橋」下流側右岸付け根	
ハ	〃	左岸付け根
ヒ	後谷川における高野町下門田 県道39号線との交点下流側右岸付け根	
フ	〃	左岸付け根

3 関係地区 庄原市高野町

1 公示番号 内水共第38号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市地先(江の川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, キク, ケコ, サシを結んだそれぞれの直線から下流の西城川, 比和川, 川北川, 大屋川, 小鳥原川の区域
基 点	ア 萩川と西城川との合流点における萩川左岸
	イ アから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ウ 比和川における庄原市比和町森脇「新永原大橋」下流側右岸付け根
	エ 〃 左岸付け根
	オ 川北川における庄原市川北町「双羅橋」下流側右岸付け根

カ	〃	左岸付け根
キ	大屋川における庄原市西城町入江「入江橋」下流側右岸付け根	
ク	〃	左岸付け根
ケ	西城川右岸における庄原市西城町梶谷 国道 314 号線梶谷トンネル 北口前護岸暗渠中央	
コ	ケから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点	
サ	小鳥原川における庄原市西城町土居「土居橋」下流側右岸付け根	
シ	〃	左岸付け根

3 関係地区 庄原市（総領町，高野町，東城町，西城町三坂を除く）

1 公示番号 内水共第 39 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 庄原地先（江の川水系）
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，チツ，テトを結んだそれぞれの直線から下流の西城川，古頃川，比和川，川北川，大屋川，熊野川，六の原川，小鳥原川の区域。ただし，ます漁業についてはソタを結んだ直線から下流の西城川の区域，うなぎ漁業については六の原川の区域を除く。

基 点	ア	萩川と西城川との合流点における萩川左岸
	イ	アから西城川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ウ	古頃川における庄原市比和町古頃「熊原橋」下流側右岸付け根
	エ	〃
	オ	比和川における庄原市比和町三河内「木次屋橋」下流側右岸付け根
	カ	〃
		左岸付け根
	キ	川北川と長野川との合流点における長野川右岸
	ク	キから川北川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ケ	コから大屋川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	コ	二本桁川と大屋川との合流点における大屋川左岸
	サ	シから熊野川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	シ	土深川と熊野川との合流点における土深川の右岸（「土深橋」下流側右岸付け根）
	ス	小岩谷川と六の原川との合流点における小岩谷川の左岸
	セ	スから六の原川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点（「県民の森」標識前大岩）
	ソ	西城川における庄原市明賀「明賀橋」下流側右岸付け根
	タ	〃
		左岸付け根

チ	〃	西城町油木「古谷橋」下流側右岸付け根
ツ	〃	左岸付け根
テ	小鳥原川における庄原市西城町小鳥原「坂根橋」下流側右岸付け根	
ト	〃	左岸付け根

3 関係地区 庄原市（総領町，高野町，東城町，西城町三坂を除く）

1 公示番号 内水共第 40 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	ふな漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	はや（おいかわ）漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 三次市，安芸高田市甲田町，高宮町，島根県邑智郡邑南町地先（江の川水系）

漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，ソタ，チツ，テト，ナニ，ヌネを結んだそれぞれの直線から下流の江の川，布野川，神野瀬川，西城川，上下川，馬洗川，美波羅川，本村川，生田川，長瀬川の区域。

基 点	ア	江の川における三次市作木町大津「両国橋」上流側右岸付け根
	イ	〃 邑南町下口羽「両国橋」上流側左岸付け根
	ウ	布野川右岸における三次市布野町 中国電力（株）布野発電所放水口中央
	エ	ウから布野川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	オ	神野瀬川における三次市君田町櫃田「二本谷橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 左岸付け根
	キ	萩川と西城川との合流点における萩川の左岸
	ク	キから西城川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ケ	ハイヅカ湖北岸における庄原市と三次市の境界
	コ	〃 南東岸における庄原市と三次市の境界
	サ	〃 における三次市吉舎町 知和堰堤下流側右岸付け根
	シ	〃 左岸付け根
	ス	馬洗川における三次市吉舎町下城 双西井堰下流側右岸付け根
	セ	〃 左岸付け根
	ソ	美波羅川における三次市有原町郷「有原橋」から国道沿い南へ一番目の国道カーブの山側取り付け階段から川の流れに直角に見通す線と右岸との交点
	タ	〃

//
 // 左岸との交点
 チ 江の川右岸における甲田町と安芸高田市吉田町との境界
 ツ // 左岸における甲田町と安芸高田市吉田町との境界
 テ 本村川における甲田町浅塚 筋原頭首工下流側右岸付け根
 ト // 左岸付け根
 ナ 生田川右岸における安芸高田市美土里町と高宮町との境界
 ニ // 左岸における安芸高田市美土里町と高宮町との境界
 ヌ 長瀬川における高宮町川根「三田橋」下流側右岸付け根
 ネ // 左岸付け根

3 関係地区 三次市（三和町，甲奴町を除く），安芸高田市甲田町，高宮町

1 公示番号 内水共第 41 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市東城町，神石郡神石高原町地先（高梁川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，キク，ケコ，サシ，スセ，ソタを結んだそれぞれの直線から下流の帝釈川，阿下川，福柵川，高光川，青井谷川，未渡川，白石川の区域
基 点	ア 福柵川と帝釈川との合流点における福柵川右岸
	イ アから帝釈川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ウ 阿下川と福柵川との合流点における阿下川右岸から阿下川沿い
	エ 上流 400 メートルのところにある井堰の下流側右岸側付け根
	// 左岸側付け根
	オ 福柵川における神石高原町田頭「先摺橋」下流側右岸付け根
	カ // 左岸付け根
	キ 高光川における神石高原町高光 折先井堰 右岸付け根
	ク // 左岸付け根
	ケ 青井谷川における神石高原町相渡「蝙蝠橋」下流側右岸付け根
	コ // 左岸付け根
	サ 夏森川と未渡川(通称 名越川)との合流点における夏森川右岸
	シ サから未渡川(通称 名越川)の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ス 白石川(通称 始終川)における東城町帝釈始終「白石中橋」下流側右岸付け根
	セ //
	// 左岸付け根
	ソ 帝釈川における東城町帝釈山中「柳田橋」下流側右岸付け根
	タ // 左岸付け根

3 関係地区 神石郡神石高原町草木，牧，田頭，福永，高光，古川，相渡，

永野，庄原市東城町帝積未渡，帝積始終，帝積山中，帝積宇山，川鳥，三坂

1 公示番号 内水共第 42 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	ふな漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	わかさぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市東城町，神石郡神石高原町地先（高梁川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカを結んだそれぞれの直線から下流の帝積川，高光川の区域	
基 点	ア	帝積川における神石高原町永野 中国電力（株）帝積川貯水池堰堤上流側右岸付け根
	イ	〃 東城町三坂 中国電力（株）帝積川貯水池堰堤上流側左岸付け根
	ウ	高光川における神石高原町相渡「大瀧上橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	帝積川における神石高原町相渡「断魚溪橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 東城町帝積宇山「断魚溪橋」下流側左岸付け根

3 関係地区 神石郡神石高原町草木，牧，田頭，福永，高光，古川，相渡，永野，庄原市東城町帝積未渡，帝積始終，帝積山中，帝積宇山，川鳥，三坂

1 公示番号 内水共第 43 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市，神石郡神石高原町地先（高梁川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカ，を結んだそれぞれの直線から下流の小田川，矢川川の区域	
基 点	ア	小田川右岸における岡山県井原市と福山市との境界
	イ	〃 左岸における岡山県井原市と福山市との境界
	ウ	矢川における福山市山野町矢川中「川南橋」下流側右岸付け根
	エ	〃 左岸付け根
	オ	小田川における神石高原町井関「明治橋」下流側右岸付け根
	カ	〃 左岸付け根

3 関係地区 福山市山野町，神石郡神石高原町井関，大矢，小島，時安

1 公示番号 内水共第 44 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	神石郡神石高原町, 庄原市東城町地先 (高梁川水系)
漁場の区域	次のアイ, イエ, エウを結んだ 3 直線から上流, オカ, キク, ケコ, サシ, スセ, ソタを結んだそれぞれの直線から下流の成羽川, 天田川, 帝釈川, 内掘川, 栗田川, 野部川の区域。ただし, こい漁業については野部川の区域を除く
基 点	ア 成羽川右岸における岡山県高梁市と神石高原町との境界
	イ アから 268 度の対岸標柱を見通す線の間接点
	ウ 成羽川左岸における高梁市と神石高原町との境界
	エ ウから 112 度 45 分の対岸標柱を見通す線の間接点
	オ 天田川における神石高原町笹尾「仁川谷橋」下流側右岸付け根
	カ // 左岸付け根
	キ 福柵川と帝釈川との合流点における福柵川右岸
	ク キから帝釈川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	ケ 成羽川における東城町小奴可「永金橋」下流側右岸付け根
	コ // 左岸付け根
	サ 内掘川における東城町内掘「清水舎橋」下流側右岸付け根
	シ // 左岸付け根
	ス 栗田川における東城町千鳥「千鳥川橋」下流側右岸付け根
	セ // 左岸付け根
	ソ 野部川における東城町久代「井出谷上橋」下流側右岸付け根
	タ // 左岸付け根

3 関係地区 神石郡神石高原町油木, 安田, 李, 小野, 新免, 上豊松, 下豊松, 有木, 笹尾, 中平, 庄原市西城町三坂, 東城町 (帝釈未渡, 帝釈宇山, 帝釈山中, 帝釈始終を除く)

1 公示番号 内水共第 45 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市東城町, 西城町, 神石郡神石高原町地先 (高梁川水系)
漁場の区域	次のアイ, イエ, エウを結んだ 3 直線から上流, オカ, キク, ケコ, サシ, スセ, ソタ, チツ, テト, ナニ, ヌネ, ノハ, ヒフ, ヘホを結んだそれぞれの直線から下流の成羽川, 天田川, 帝釈川, 下谷川, 戸宇川, 大谷川, 田黒川, 道後川, 持丸川,

- 漁場の位置 神石郡神石高原町地先（高梁川水系）
 漁場の区域 次のアイ，イエ，エウを結んだ3直線から上流，オカ，キクを結んだそれぞれの直線から下流の帝釈川，成羽川の区域
- 基 点 ア 成羽川右岸における岡山県高梁市と神石高原町との境界
 イ アから268度の対岸標柱を見通す線の間接点
 ウ 成羽川左岸における高梁市と神石高原町との境界
 エ ウから112度45分の対岸標柱を見通す線の間接点
 オ 帝釈川における神石高原町油木「落合橋」下流側右岸付け根
 カ // 新免「落合橋」下流側左岸付け根
 キ 成羽川における神石高原町新免「新小城橋」下流側右岸付け根
 ク // 小野「新小城橋」下流側左岸付け根
- 3 関係地区 神石郡神石高原町油木，安田，李，小野，新免，上豊松，下豊松，有木，笹尾，中平，庄原市西城町三坂，庄原市東城町（帝釈未渡，帝釈宇山，帝釈山中，帝釈始終を除く）

1 公示番号 **内水共第47号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	はや（おいかわ，かわむつ，うぐい）漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	庄原市東城町，神石郡神石高原町地先（高梁川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエを結んだ直線から下流の成羽川の区域
基 点 ア	成羽川における神石高原町新免「新小城橋」上流側右岸付け根
イ	// 小野「新小城橋」上流側左岸付け根
ウ	エから成羽川の流に直角に対岸を見通す線と対岸との交点
エ	成羽川と内掘川との合流点における内掘川左岸

- 3 関係地区 神石郡神石高原町油木，安田，李，小野，新免，上豊松，下豊松，有木，笹尾，中平，庄原市西城町三坂，庄原市東城町（帝釈未渡，帝釈宇山，帝釈山中，帝釈始終を除く）

1 公示番号 **内水共第48号**

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	こい漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	三原市，東広島市地先（沼田川水系）
-------	-------------------

- ヒ 本谷川における三原市長谷町「沼田橋」下流側右岸付け根
 フ // 左岸付け根
- 3 関係地区 三原市（久井町を除く）、東広島市高屋町、河内町、福富町、豊栄町

1 公示番号 内水共第 49 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	ふな漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	三原市大和町、東広島市河内町地先（沼田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キクを結んだそれぞれの直線から下流の棕梨川、徳良川、大草川の区域	
基 点	ア	棕梨川における河内町 棕梨ダム堰堤上流側右岸付け根
	イ	// 左岸付け根
	ウ	棕梨川における大和町棕梨「棕梨橋」下流側右岸付け根
	エ	// 左岸付け根
	オ	徳良川における大和町大具「新大具橋」下流側右岸付け根
	カ	// 左岸付け根
	キ	大草川における大和町大草「下中橋」下流側右岸付け根
	ク	// 左岸付け根

- 3 関係地区 三原市本郷町、大和町、東広島市高屋町、河内町、福富町、豊栄町

1 公示番号 内水共第 50 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	世羅郡世羅町、府中市地先（芦田川水系）	
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流、ウエ、オカ、キク、サシ、を結んだそれぞれの直線から下流の芦田川、宇津戸川、山田川、矢多田川の区域。ただし、うなぎ漁業についてはをケコ結んだ直線から上流の区域を除く。	
基 点	ア	芦田川における府中市諸毛町 八田原ダム堰堤上流側右岸付け根
	イ	// 世羅町小谷 八田原ダム堰堤上流側左岸付け根
	ウ	宇津戸川における世羅町宇津戸「陰陽橋」下流側右岸付け根
	エ	// 左岸付け根
	オ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」右岸付け根

カ	〃	左岸付け根
キ	山田川における世羅町青近「川角橋」	下流側右岸付け根
ク	〃	左岸付け根
ケ	矢多田川における府中市上下町井永「若井橋」	下流側右岸付け根
コ	〃	左岸付け根
サ	〃	階見 木頃川との合流点下流すぐの堰 下流側右岸付け根
シ	〃	下流側左岸付け根

3 関係地区 世羅郡世羅町，府中市上下町，諸毛町

1 公示番号 内水共第 51 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ふな漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	世羅郡世羅町，府中市地先（芦田川水系）
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流，ウエ，オカを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川，宇津戸川の区域
基 点 ア	芦田川における府中市諸毛町 八田原ダム堰堤上流側右岸付け根
イ	〃 世羅町小谷 八田原ダム堰堤上流側左岸付け根
ウ	宇津戸川における世羅町宇津戸「観音平 2 号橋」下流側右岸付け根
エ	〃 左岸付け根
オ	芦田川における世羅町京丸「広瀬橋」下流側右岸付け根
カ	〃 左岸付け根

3 関係地区 世羅郡世羅町，府中市諸毛町

1 公示番号 内水共第 52 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類，漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	こい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	ふな漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日
	もくずがに漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 府中市，福山市芦田町，新市町，尾道市御調町地先（芦田川水

平成 30 年 10 月 20 日ふな漁業及びもくずがに漁業の放棄平成 30 年 12 月 31 日変更登録

漁場の区域	系) 次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカ, キク, ケコ, スセ, ソタを結んだそれぞれの直線から下流の芦田川, 御調川, 山田川, 阿字川, 神谷川, 父尾川の区域。ただし, あゆ漁業及びこい漁業についてはサシを結んだ直線から上流の区域, ふな漁業については山田川, 阿字川, 神谷川, 父尾川の区域を除く。
基 点	ア 芦田川における芦田町福田「福戸橋」上流側右岸付け根
	イ //
	ウ 御調川における御調町津蟹「能万田橋」下流側右岸付け根
	エ //
	オ 山田川における御調町貝ヶ原「貝ヶ原橋」下流側右岸付け根
	カ //
	キ 芦田川における府中市久佐町 八田原ダム堰堤下流側一番目の旧 J R 福塩線鉄橋下流側右岸付け根
	ク //
	ク //
	ク // 左岸付け根
	ケ コから阿字川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点
	コ 阿字川と横谷川との合流点における横谷川右岸
	サ 神谷川における新市町金丸「厚山上橋」下流側右岸付け根
	シ //
	シ // 左岸付け根
	ス //
	ス // 藤尾「川井谷橋」下流側右岸付け根
	セ //
	セ // 左岸付け根
	ソ 父尾川における新市町藤尾「二の滝」下流側右岸付け根
	タ //
	タ // 左岸付け根

3 関係地区 府中市, 福山市芦田町, 新市町, 尾道市御調町

1 公示番号 内水共第 53 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第 5 種共同漁業	ます漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市新市町地先(芦田川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカを結んだそれぞれの直線から下流の神谷川, 父尾川の区域
基 点	ア 神谷川における新市町金丸「厚山上橋」下流側右岸付け根
	イ //
	イ // 左岸付け根
	ウ //
	ウ // 藤尾「川井谷橋」下流側右岸付け根
	エ //
	エ // 左岸付け根
	オ 父尾川における新市町藤尾「二の滝」下流側右岸付け根
	カ //
	カ // 左岸付け根

3 関係地区 福山市新市町

1 公示番号 内水共第 54 号

2 免許の内容たるべき事項

平成 30 年 10 月 20 日漁業権の放棄により平成 30 年 12 月 31 日消滅登録

(1) 漁業の種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁業種類	名称	時期
第5種共同漁業	うなぎ漁業	1月1日から12月31日
	ふな漁業	1月1日から12月31日

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	福山市地先(芦田川水系)
漁場の区域	次のアイを結んだ直線から上流, ウエ, オカを結んだそれぞれの直線から下流の瀬戸川, 芦田川の区域
基点 ア	芦田川における福山市水呑町「小水呑橋」上流側右岸付け根から右岸沿い上流へ238メートルの所
イ	千代田町「小水呑橋」上流側左岸付け根から左岸沿い上流へ202メートルの所
ウ	瀬戸川における福山市津之郷町 桑元橋から下流60メートルの所の堰右岸付け根
エ	左岸付け根
オカ	芦田川における福山市芦田町福田「福戸橋」下流側右岸付け根
	左岸付け根

3 関係地区

福山市草戸町, 佐波町, 地吹町, 千代田町, 水呑町, 道三町, 新涯町, 霞町, 西神島町, 御幸町, 日吉台, 郷分町, 山手町, 本庄町, 瀬戸町, 駅家町, 手城町